

新鴻市公報

第 741 号

発行所 新潟市役所
新潟市学校町通1番町602番地1
発行人 新潟市長 篠田 昭
毎月 15日 発行
(発行定日が休日に当
たるときは繰り下げ)
印刷所 長谷川 印刷
新潟市小針1丁目11番8号
金1 247円(税込)

目次

条 例

34	新潟市市民活動支援センター条例	2
35	新潟市生涯学習センター条例	3
36	新潟国際友好会館条例	6
37	新潟市地区事務所設置条例の一部を改正する条例	8
38	新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8

規則

40	クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	9
41	新潟市市民活動支援センター条例施行規則 ...	12
42	新潟市生涯学習センター条例施行規則	16
43	新潟国際友好会館条例施行規則	21
44	新潟市行政組織規則の一部を改正する規則 ...	30
45	新潟市公印規則の一部を改正する規則	30
46	新潟市給与条例施行規則の一部を改正する規則	31
47	新潟市財務規則の一部を改正する規則	31
48	新潟市給与条例施行規則の一部を改正する規則	31

訓 令

6 新潟市事務専決規程及び新潟市工場立地推進委員会規程の一部を改正する規程 32

7 新潟市文書規程の一部を改正する規程 32

告 示

304	一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約の 解除について	33
305	市道路線の認定について	33
306	市道路線の廃止について	36
307	市道区域の決定について	37
308	市道路線の供用開始について	38
309	市道路線の一部供用開始について	39
310	身体障害者福祉法による医師の指定および 辞退について	39

311	決算の要領について	40
312	予算の要領について	47
313	放置自転車等の撤去，保管について	50
314	指定居宅支援事業者の指定について	51
315	指定居宅支援事業者の指定について	51
316	指定居宅支援事業者の指定について	51
317	公示送達書	51
318	結核予防法による医療機関の辞退について ...	51
319	結核予防法による医療機関の指定について ...	51
320	住民票の職権消除について	52
321	公示送達書	52
322	公示送達書	52
323	公示送達書	52
324	新潟市農用地利用集積計画について	52
325	市道区域の決定について	52
326	市道区域の変更について	52
327	市道路線の供用開始について	53
328	公示送達書	53
329	新潟市ラブホテル建築等規制指導要綱を廃止する要綱の制定について	53
330	公示送達書	53
331	公示送達書	53
332	公示送達書	53
333	公示送達書	53
334	放置自転車等の撤去，保管について	53
335	生活保護法による医療機関の指定申請について	53
336	生活保護法による医療機関の廃止届について	54
337	生活保護法による介護機関の指定申請について	54

教育委員会規則

14	新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習 センターの管理に関する規則	54
15	新潟市公民館使用規則の一部を改正する規 則	57

- 16 新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則 60
- 17 新潟市立高志高等学校学則の一部を改正する規則 60

選挙管理委員会告示

- 58 検察審査員候補者の予定者選定のくじについて 60
- 59 選挙人名簿の縦覧について 61
- 60 ポスター掲示場の設置場所について 61
- 61 不在者投票事務を取り扱う場所について 61
- 62 選挙人名簿からの抹消について 61
- 63 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数 61
- 64 期日前投票所の設置について 61
- 65 投票所の設置について 62
- 66 投票の順序について 63
- 67 氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について 63
- 68 投票管理者及びその職務代理者の選任につ

- いて 64
- 69 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について 64
- 70 期日前投票管理者の変更について 64
- 71 新潟海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について 64
- 72 投票管理者等の変更について 64

公平委員会規則

- 6 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 64

農業委員会公示

- 14 10月定例農地部会の招集について 65
- 15 新潟市個人情報保護条例第8条第5号の規定による個人情報の外部提供について 65

水道局管理規程

- 16 新潟市指定給水装置工事事業者の指定について 65

条 例

新潟市市民活動支援センター条例をここに公布する。
平成16年10月1日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第34号

新潟市市民活動支援センター条例

(設 置)

第1条 市民が、営利を目的とせず、不特定多数のものの利益の増進に寄与するために行う活動(以下「市民公益活動」という。)を支援するため、新潟市市民活動支援センター(以下「センター」という。)を新潟市西堀前通6番町894番地1に設置する。

(事 業)

第2条 センターは、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民公益活動に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 市民公益活動に関する交流の支援に関する事業
- (3) 市民公益活動の相談に関する事業
- (4) 市民公益活動の研修の機会の提供に関する事業

(5) センターを市民公益活動に関する利用に供すること。

(6) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(利用者の範囲)

第3条 センター(次項に掲げる施設を除く。)を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市民公益活動を行い、又は行おうとするもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 別表に定める施設(以下「有料施設」という。)を利用することができるものは、前項第1号に該当するもののうち、市民公益活動を行うための専用の事務所有しないもので、市長が適当と認めるものとする。

(利用の許可)

第4条 有料施設を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターに入館しようとするものの入館を禁じ、又は前条の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合

(2) センターの施設、設備又は備品を損傷し、汚損し、又は亡失するおそれがあると認められる場合

(3) センターの管理上支障があると認められる場合
(利用期間の制限)

第6条 有料施設は、継続して2年を超えて利用することができない。ただし、市長が特に認めた場合は、継続して3年間利用することができる。

(使用料)

第7条 市長は、有料施設の利用の許可を受けたもの(以下「有料施設利用者」という。)

から別表に掲げる使用料を徴収する。

2 使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに納入しなければならない。

(1) 利用を開始する日の属する月に係る使用料 利用を許可する日

(2) 前号に掲げる月以外の月に係る使用料 当該月の末日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合にあってはこれらの日の翌日、12月31日に当たる場合にあっては翌年の1月4日)

(使用料の還付)

第8条 市長は、別に定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(許可外の利用の禁止)

第9条 有料施設利用者は、有料施設をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(行為の禁止)

第10条 有料施設利用者及びセンター入館者(以下「利用者等」という。)は、センター内において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第6号の行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 危険物を持ち込むこと。

(2) 飲酒をすること。

(3) 指定された場所以外の場所において飲食し、又は火気を使用すること。

(4) 施設、設備又は備品を損傷すること。

(5) 他人に迷惑をかける行為

(6) 物品の販売又は金品の寄付募集をすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為

(許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、利用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命じることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しているもの

(2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたもの

2 市長は、センターの管理上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

第12条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(1) センターの利用を終了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 行為の中止を命じられたとき。

(4) 退去を命じられたとき。

(損害賠償)

第13条 センターの施設、設備又は備品を損傷し、汚損し、又は亡失したものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委 任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成16年度中に利用を開始する場合の利用期間の特例)

2 平成16年度中に有料施設の利用を開始する場合における第6条の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは「2年に平成16年度の利用期間を加えた期間」と、「3年間」とあるのは「3年に平成16年度の利用期間を加えた期間」とする。

(準備行為)

3 利用の許可及びその取消し並びに使用料の徴収及び還付並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

別表(第7条関係)

有料施設名	単 位	金 額	備 考
事務ブース	1ブース1月につき	5,000円	利用期間に1月に満たない端数がある場合は、これを1月として計算する。

新潟市生涯学習センター条例をここに公布する。

平成16年10月1日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第35号

新潟市生涯学習センター条例

(設 置)

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を支援し、もって豊かな生涯学習社会の実現に寄与するため、新潟市生涯学習センターを新潟市礎町通3ノ町2086番地に設置する。

(施 設)

第2条 新潟市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 講座室
- (2) ゼミナール室
- (3) 映像ホール
- (4) 美術工作室
- (5) 音楽室
- (6) 軽運動室
- (7) 交流ホール
- (8) 多目的ルーム
- (9) 和室
- (10) 調理実習室
- (11) 情報センター
 - ア パソコン研修室
 - イ 情報検索コーナー
 - ウ 個人学習室
- (12) 図書館
- (13) 駐車場

2 生涯学習センターは、新潟市公民館条例（昭和34年新潟市条例第44号）により設置する新潟市中央公民館及び新潟市立図書館条例（昭和39年新潟市条例第32号）により設置する生涯学習センター図書館を併設する。

(利用の許可)

第3条 生涯学習センター（情報センター、図書館及び駐車場を除く。以下「センター」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 センターの利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）がその許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長の変更の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、センターの利用を許可しない。

- (1) センターの利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) センターの利用の内容又は方法が、施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める場合

(利用の取止めの申出)

第5条 利用者は、センターの利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可の条件)

第6条 市長は、この条例の規定による許可にセンターの管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは生涯学習センターからの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正手段により許可を受けたもの

2 市長は、生涯学習センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者及び生涯学習センターの入場者（以下「利用者等」という。）に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料)

第8条 市長は、センターの利用者から別表第1に掲げる使用料を徴収する。

2 市長は、駐車場を利用する者から別表第2に掲げる使用料を徴収する。

(使用料の徴収時期)

第9条 センターの使用料は、市長が利用を許可するときに徴収する。

2 駐車場の使用料は、出庫のときに徴収する。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の免除)

第10条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付等)

第11条 市長は、第7条第2項の規定によりセンターの利用の許可を取り消した場合は、その取消しに係る既納の使用料を還付する。

2 前項に規定する場合のほか、既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者がその責めに帰すことのできない理由によってセンターを利用できなかった場合
- (2) 利用者がセンターの利用の日の30日前までに第5条の規定による利用の取止めの申出をした場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

3 市長は、第9条第3項の規定による使用料の納付期日の決定を受けて、その使用料を納付していない利用者が前項各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

(許可外の利用の禁止)

第12条 利用者は、センターをその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(行為の制限)

第13条 利用者等は、生涯学習センター内において次に掲げる行為をしてはならない。

ただし、第2号の行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 他のものに迷惑を与える行為
- (2) 物品の販売その他これに類する行為
- (3) 施設又は設備を損傷する行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が生涯学習センターの管理上支障があると認める行為

(特別の設備の制限)

第14条 利用者は、センターの利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第15条 利用者等は、生涯学習センターの施設又は設備を損傷し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 新潟国際友好会館条例(平成16年新潟市条例第36号)第1条に規定する目的に係る利用については、第8条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項の使用料は徴収しない。

(準備行為)

3 利用の許可及びその取消し並びに使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(新潟市公民館条例の一部改正)

4 新潟市公民館条例(昭和34年新潟市条例第44号)の

一部を次のように改正する。

第3条第1項の表新潟市中央公民館の項中「新潟市西堀通6番町873番地1」を「新潟市礎町通3ノ町2086番地」に改める。

別表第1(第8条関係)

施設使用料

(単位 円)

施設名	使用料の額			
	午 前	午後1	午後2	夜 間
	午前9時から 正 午 まで	午後0時30分から 午後2時30分まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
301講座室 302講座室 303講座室 304講座室 305講座室 401講座室 404講座室	400	300	300	600
402講座室 403講座室 405講座室	600	400	400	800
ゼミナール室	400	300	300	600
映像ホール	2,300	1,900	1,900	5,300
美術工作室1 美術工作室2	900	600	600	1,200
音楽室1 音楽室2	1,200	800	800	1,600
軽運動室	4,500	3,000	3,000	6,000
交流ホール1 交流ホール2	1,000	700	700	1,400
多目的ルーム1	600	400	400	800
多目的ルーム2	1,300	900	900	1,800
和室1 和室2	700	500	500	1,000
調理実習室	1,200	800	800	1,600

備 考

- 1 午前、午後1、午後2及び夜間の利用時間区分を継続して使用するときの使用料の額は、各利用時間区分の使用料の額の合計額とする。
- 2 利用時間が上表に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 3 上表に規定する利用時間以外の時間に利用する場合(備考1に規定する場合を除く。)の使用料の額は、1時間につき、その利用が午前9時以前又は正午から午後0時30分までのときは午前の欄に、午後2時30分から午後3時までのときは午後1の欄に、午後5時から午後5時30分までのときは午後2の欄に、午後9時30分以降のときは夜間の欄にそれぞれ掲げる額を時間割して計算した額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数がある

ときは、これを1時間に切り上げる。

- 4 営利又は宣伝の目的をもって利用する場合の使用料の額は、上表、備考1及び備考3に規定する使用料の額の200%に相当する額とする。
- 5 準備、練習等のために映像ホールを利用する場合の使用料の額は、上表、備考1、備考3及び備考4に規定する使用料の額の50%に相当する額とする。
- 6 使用料に1円未満の端数金額がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 7 センターの附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。

別表第2（第8条関係）

駐車場使用料

区 分	単 位	使 用 料 の 額
駐 車 場	1 台	30分を経過した後30分ごとに150円

備考 利用時間に30分に満たない端数があるときは、これを30分に切り上げる。

新潟国際友好会館条例をここに公布する。

平成16年10月1日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第36号

新潟国際友好会館条例

新潟国際友好会館条例（昭和56年新潟市条例第27号）の全部を改正する。

（設 置）

第1条 市民の国際交流及び国際協力に関する活動の促進を図るため、新潟国際友好会館を新潟市礎町通3ノ町2086番地に設置する。

（利 用）

第2条 新潟国際友好会館（以下「会館」という。）は、次に掲げる利用に供する。

- (1) 市民の国際交流及び国際協力に関する行事、集会及び相談のための利用
- (2) 国際交流、国際協力及び海外事情に関する資料の閲覧のための利用

2 会館は、前項の利用に支障のない範囲において、生涯学習及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条第6号に規定する事業に係る利用その他市長が適当であると認める利用に供することができる。

（施 設）

第3条 会館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 講座室
- (2) 相談室
- (3) 国際交流・協力団体共同利用室

（休館日）

第4条 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時に

これを変更することができる。

- (1) 毎月の第4月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）

- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

（開館時間）

第5条 会館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

区 分	開 館 時 間
月曜日から土曜日まで	午前9時から午後9時30分まで
日曜日及び休日	午前9時から午後5時まで

（利用の許可）

第6条 第2条第1項第1号及び同条第2項に規定する利用については、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

（利用の制限）

第7条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、会館の利用を許可しない。

- (1) 会館の利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 会館の利用の内容又は方法が、施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が会館の管理上支障があると認める場合

（使用料）

第8条 市長は、講座室の利用につき、会館の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）から別表に掲げる使用料を徴収する。

（使用料の徴収時期）

第9条 使用料は、市長が会館の利用を許可するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

（使用料の免除）

第10条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の還付等）

第11条 市長は、第15条第2項の規定により会館の利用の許可を取り消した場合は、その取消しに係る既納の使用料を還付する。

2 前項に規定する場合のほか、既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付

することができる。

- (1) 利用者がその責めに帰すことのできない理由によって会館を利用できなかった場合
- (2) 利用者がその会館の利用の日の30日前までに第13条の規定による利用の取止めの申出をした場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

3 市長は、第9条ただし書の規定による使用料の納付期日の決定を受けて、その使用料を納付していない利用者が前項各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

(行為の制限)

第12条 利用者及び会館の入場者(以下「利用者等」という。)は、会館内において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号の行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 他のものに迷惑を与える行為
- (2) 物品の販売その他これに類する行為
- (3) 施設又は設備を損傷する行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が会館の管理上支障があると認める行為

(利用の取止めの申出)

第13条 利用者は、会館の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可の条件)

第14条 市長は、この条例の規定による許可に会館の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、次の各号の一に該当するものに対し、この条例による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは会館からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正手段により許可を受けたもの

2 市長は、会館の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(許可外の利用の禁止)

第16条 利用者は、会館をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(特別の設備の制限)

第17条 利用者は、会館の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければ

ならない。

(損害賠償)

第18条 利用者等は、会館の施設又は設備を損傷し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第19条 市長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手續)

第20条 会館の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、会館の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 会館の平等利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 市民の国際交流及び国際協力に関する活動に対して先導的な役割を果たしつつ、それらの活動の総合的な調整を行うことが可能であること。

(指定管理者の業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 休館日又は開館時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 開館の利用の許可に関する業務
- (3) 使用料の納付期日を定める業務
- (4) 使用料の免除に関する業務
- (5) 許可の条件に関する業務
- (6) 第15条の規定による許可の取消し等に関する業務
- (7) 開館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (8) その他開館の管理上、市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第22条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第23条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人

情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委 任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条に規定する目的及び社会教育法第22条第6号に規定する事業に係る利用については、第8条の規定にかかわらず、当分の間、使用料を徴収しない。
- 3 この条例の規定により最初に指定管理者の指定をする場合においては、市長は、第20条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に改正前の新潟国際友好会館条例第7条の規定により管理に関する事務を受託している者(以下「受託者」という。)から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、受託者が会館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めるときは、受託者を指定管理者として指定することができる。

(準備行為)

- 4 指定管理者の指定、指定管理者による利用の許可及びその取消し並びに使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

別表(第8条関係)

施設使用料 (単位 円)

施設名	使用料の額			
	午 前	午後 1	午後 2	夜 間
	午前 9 時から 正 午 まで	午後 0 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで
201 講座室	400	300	300	600
202 講座室 306 講座室 307 講座室 308 講座室 309 講座室	300	200	200	400

備 考

- 午前、午後1、午後2及び夜間の利用時間区分を継続して使用するときの使用料の額は、各利用時間区分の使用料の額の合計額とする。
- 利用時間が上表に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 上表に規定する利用時間以外の時間に利用する場合(備考1に規定する場合を除く。)の使用料の額は、1時間につき、その利用が午前9時以前又は正午から午後0時30分までのときは午前の欄に、午後2時30分から午後3時までのときは午後1の欄に、午後5時から午後5時30分までのときは午後2の欄に、午後9時30分以降のときは夜間の欄にそれぞれ掲げる額を時間割して計算した額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 営利又は宣伝の目的をもって利用する場合の使用料の額は、上表、備考1及び備考3に規定する使用料の額の200%に相当する額とする。
- 使用料に1円未満の端数金額がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 会館の附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。

新潟市地区事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月1日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第37号

新潟市地区事務所設置条例の一部を改正する条例

新潟市地区事務所設置条例(昭和39年新潟市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第2項の表新潟市東地区事務所の項中「松崎」の次に「、新松崎1丁目から3丁目まで」を加える。

附 則

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により新潟県知事がした告示の効力が発生した日から施行する。

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月1日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第38号

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟市特別職の職員の給与に関する条例(昭和32年新潟市条例第66号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 平成16年10月1日から平成16年11月30日までの間、市長の俸給月額については、第2条第1号の規定にかかわらず、同号の規定により支給されることとなる額

から、その額の100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の計算の基礎となる俸給月額とは、同号に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

規 則

クリーニング業法施行細則の一部改正する規則をここに公布する。

平成16年10月1日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第40号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和25年新潟市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条の2第1項」を「第1条の3第1項」に改め、同条第3項中「それぞれ」を削り、「別記様式第2号」の次に「又は別記様式第2号の2」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第1条の2第2項」を「第1条の3第3項」に改め、「別記様式第2号」の次に「又は別記様式第2号の2」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第1条の3第2項の規定による営業の届出は、別記様式第1号の2によりしなければならない。

第5条第2項中「検査確認済証」の次に「その他同項に規定する検査及び確認をしたことを証する書類」を加える。

別記様式第1号（裏）中

ド ラ イ 機	溶剤の種類 ゾール・パーク・ニタン・フッ素	溶剤の保管場所 保管場所	屋外・屋内	屋根 有・無
	メーカー・型式		区画 (㎡)有・無	床面材質
	能力 kg		容器	種類・材質 容量 l
	フィルターの種類 パウダー・カートリッジ・その他	廃棄物の保管場所 保管場所	屋外・屋内	屋根 有・無
	排水処理装置のメーカー・型式		区画 (㎡)有・無	床面材質
	排水処理装置の処理方式 活性炭・ばつ気・ばつ気+活性炭		容器	種類・材質 容量 l
	蒸気回収装置 有・無	委託処理業者		

を

ド ラ イ 機	溶剤の種類 ゾール・パーク・その他()	溶剤の保管場所 保管場所	屋外・屋内 (屋外の場合：屋根 有・無)	床面材質
	メーカー・型式		容器	種類・材質
	能力 kg	廃棄物の保管場所 保管場所	屋外・屋内 (屋外の場合：屋根 有・無)	床面材質
	フィルターの種類 パウダー・カートリッジ・その他()		容器	種類・材質
排水処理装置	溶剤蒸気回収装置 有・無	廃棄物委託業者名		
	処理方式 活性炭・ばつ気・ばつ気+活性炭・その他()			

に改め、同様式添付書類3中「クリーニング師の」の次に「ある場合はその」を加え、

「4 指定洗濯物を取り扱う場合は、その他市長が必要と認める書類」

を

「4 無店舗取次店を営業している場合には、無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類

5 指定洗濯物を取り扱う場合は、その他市長が必要と認める書類」

に改める。

別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号中「クリーニング所変更等届出書」を「クリーニング所(変更・停止・再開・廃止)届出書」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号の2(第2条関係)

無店舗取次店(変更・停止・再開・廃止)届出書		日 月 年
(あて先)新潟市長		
営業者	住所(法人にあつては所在地)	
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)		
クリーニング業法第5条第3項及びクリーニング業法施行細則第2条第4項の規定により次のとおり届け出ます。		
無店舗取次店の名称	変 更 事 項	(旧)
☐ 届出事項の変更		
変 更 年 月 日	年 月 日	日
停 止 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
☐ 停止		
再 開 年 月 日	年 月 日	日
☐ 再開		
廃 止 年 月 日	年 月 日	日
☐ 廃止		
注 該当する届出事項の□の中にレ印を記入してください。		
添付書類 1 業務用車両を変更した場合は、自動車検査証の写し 2 業務用車両の構造を変更した場合は、構造の概要図		

別記様式第3号中「営業者」を「届出者」に改め、

承継したクリーニング所	名 称
	所在地 新潟市

を

☐	承継したクリーニング所	名 称
		所在地 新潟市
☐	承継した無店舗取次店	名 称
		車両の保管場所
		自動車登録番号又は車両番号

注 該当する事項の□の中にレ印を記入してください。

に、

「3 他にクリーニング所を営業している場合には、その名称、所在地、業務従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類」

を

「3 他にクリーニング所を営業している場合には、そ

の名称、所在地、業務従事者数及びクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類

4 他に無店舗取次店を営業している場合には、無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類」

に改める。

別記様式第4号中「クリーニング所」を「(クリーニング所・無店舗取次店)」に改める。

別記様式第5号中

合併又は分割により消滅した法人	名 称
	所在地
	代表者の氏名
合併又は分割年月日	年 月 日
クリーニング所	名 称
	所在地 新潟市

を

合併により消滅した法人又は分割前の法人	名 称
	所在地
	代表者の氏名
合併又は分割年月日	年 月 日
□ 承継したクリーニング所	名 称
	所在地 新潟市
□ 承継した無店舗取次店	名 称
	車両の保管場所
	自動車登録番号又は車両番号

注 該当する事項の□にレ印を記入してください。

に、

「2 他にクリーニング所を営業している場合には、その名称、所在地、業務従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類」

を

「2 他にクリーニング所を営業している場合には、その名称、所在地、業務従事者数及びクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類

3 他に無店舗取次店を営業している場合には、無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類」

に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

新潟市市民活動支援センター条例施行規則をここに公布する。

平成16年10月1日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第41号

新潟市市民活動支援センター条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、新潟市市民活動支援センター条例(平成16年新潟市条例第34号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 新潟市市民活動支援センター(以下「センター」という。)の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれらを変更することができる。

(利用者の範囲)

第3条 条例第3条第2項の市長が適当と認めるものと

は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1) 市内に主たる活動拠点を有する団体で、市内に居住し、在勤し、又は在学する者10名以上の構成員を有すること。

(2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項第2号に規定する団体

(3) 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及びロに規定する団体でないこと。

(利用の許可申請等)

第4条 条例第4条第1項前段の規定により有料施設の利用の許可を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、別記様式第1号による利用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、2以上の有料施設の利用を申請することができない。

3 条例第4条第1項後段の規定により、利用の変更の許可を受けようとするものは、別記様式第2号による利用変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第5条 市長は、有料施設の利用の許可を決定したときは、別記様式第3号による利用許可書を申請者に交付するものとする。

2 市長は、有料施設の利用の変更の許可を決定したときは、別記様式第4号による利用変更許可書を申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第6条 条例第8条の規定による使用料の還付は、別表第2の定めるところにより行うものとする。

2 条例第8条の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第5号による使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

開館時間	午前9時から午後10時まで
休館日	12月29日から翌年1月3日まで

別表第2(第6条関係)

還付できる場合	還付する金額
天災その他有料施設の利用の許可を受けたもの(以下「有料施設利用者」という。)の責めによらない事由により利用不能となった場合	1 左欄の事由が発生した日又は利用が再び可能となった日の属する月の月分の使用料の還付額 日割計算によって得た額

別記様式第1号（第4条関係）

新潟市市民活動支援センター有料施設利用許可申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

所在地

申請者 団体名

代表者名

電話番号

下記のとおり有料施設の利用の申請をします。

記

利用目的	
利用施設	事務ブース（ブース番号 ）
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用料（月額）	円

	2 左欄の事由による利用不能に係る月のうち1に掲げる月以外の月の月分の使用料の還付額 納付済みの使用料の全額
有料施設利用者がその利用を開始する日の前日までに利用の取止めを申し出た場合において、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。	納付済みの使用料の全額
事務ブースの利用を開始したものが当該事務ブースの利用を中止しようとする場合において、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。	利用を中止しようとする日が属する月の翌月以降の月の月分の使用料のうち納付済みの使用料の全額
市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

別記様式第3号（第5条関係）

新潟市市民活動支援センター有料施設利用許可書

第 年 月 日

新 潟 市 長

様

下記のとおり利用を許可します。

記

利用目的	
利用施設	事務ブース（ブース番号 ）
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用料（月額）	円
利用許可の条件等	

別記様式第2号（第4条関係）

新潟市市民活動支援センター有料施設利用変更許可申請書

（あて先）新潟市長

年 月 日

所在地

申請者 団体名

代表者名

電話番号

下記のとおり有料施設の利用の変更を申請します。

記

許可年月日・番号	年 月 日 第 号
変更事項及び変更理由	
利用目的	
利用施設	事務ブース（ブース番号 ）
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用料（月額）	円

別記様式第5号（第6条関係）

新潟市市民活動支援センター有料施設使用料還付申請書

(あて先) 新潟市長

年 月 日

所在地

申請者 団体名

代表者名

電話番号

印

下記のとおり有料施設の使用料の還付を申請します。

記

納入年月日	年 月 日	納入済額	円
還付申請額	円	還付申請額の 内訳	
還付を受けよう とする理由			
還付方法	☐ 現金払い		
	☐ 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： ☐ 普通 ☐ 当座 口座番号：		

別記様式第4号（第5条関係）

新潟市市民活動支援センター有料施設利用変更許可書

第 年 月 日

新潟市長

様

下記のとおり利用の変更を許可します。

記

許可年月日・番号	年 月 日 第 号の変更
変更事項及び変更理由	
利用目的	
利用施設	事務ブース（ブース番号 ）
利用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用料（月額）	円
利用許可の条件等	

新潟市生涯学習センター条例施行規則をここに公布する。

平成16年10月1日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第42号

新潟市生涯学習センター条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、新潟市生涯学習センター条例(平成16年新潟市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備の使用料の額)

第2条 条例別表第1備考7に規定する実費等を勘案して市長が別に定める附属設備に係る使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料納付期日決定の申請等)

第3条 条例第9条第3項の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第1号による使用料納付期日決定申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第2号による使用料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の免除)

第4条 条例第10条に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げの場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。

特別の理由		使用料を免除する額
1	市が主催する事業に利用する場合	全額
2	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第10条の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第3号による使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別記様式第4号による使用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付等)

第5条 条例第11条第2項ただし書の規定による使用料の還付は、次の表の定めるところにより行うものとする。

還付する場合		還付する額
1	利用者がその責めに帰すことのできない理由によって新潟市生涯学習センター(以下「センター」という。)を利用できなかった場合	使用料の額に相当する額
2	利用者がセンターの利用の日の30日前までに利用の取止めの申出をした場合	
3	市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第11条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第5号による使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第6号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(徴収委託)

第6条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、私人にセンターの使用料の徴収の事務を委託すること(以下「徴収委託」という。)ができる。

(徴収事務委託証)

第7条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者(以下「受託者」という。)に別記様式第7号による生涯学習センター使用料徴収事務委託証(以下「委託証」という。)を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第8条 市長は、第6条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(受託者の領収証書の交付)

第9条 受託者は、徴収委託を受けた使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した使用料の払込み)

第10条 受託者は、徴収した使用料をその徴収した日の翌日(その日が休館日(新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則(平成16年新潟市教育委員会規則第14号)第6条に規定する休館日をいう。)又は日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)に当たるときは、これらの日の翌日)までに収入役又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第11条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は収入役の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適当であると認めた場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第8条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

(新潟市事務委任規則の一部改正)

2 新潟市事務委任規則(昭和44年新潟市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第3 1に次の1項を加える。

13 新潟市生涯学習センターの管理及び運営に関すること(使用料の徴収に関するものを除く。)

別表(第2条関係)

附属設備の使用料

(単位 円)

設 備 名		単位	利用区分	使用料の額
映像ホール	音響セット	1式	1回	1,900
	リア式プロジェクターセット	1式	1回	1,900
	ピアノ	1台	1回	500
	持込み機器用電源	1KW	1回	200
交流ホール	音響セット	1式	1回	900
	昇降式プロジェクターセット	1式	1回	800
402講座室	放送設備セットA	1式	1回	200
403講座室	放送設備セットB	1式	1回	300
404講座室	固定式プロジェクターセット	1式	1回	800
軽運動室	放送設備セットC	1式	1回	200
音楽室1 音楽室2	ピアノ	1台	1回	500
各室共通	資料投影机	1台	1回	400
	コピー黒板	1台	1回	200
	可搬式プロジェクターセット	1式	1回	800

オーバーヘッドプロジェクター	1台	1回	100
ワイヤレスアンプ	1台	1回	100
展示パネル	1台	1回	100

備考

1 上表中「1回」とは、午前9時から正午まで、午後0時30分から午後2時30分まで、午後3時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までのそれぞれの利用時間をいう。

2 次の(1)から(6)までに掲げる利用時間に係る使用料の額は、それぞれ(1)から(6)までに掲げる額とする。

(1) 午前9時から午後2時30分まで 1回の額の2倍の額

(2) 午後0時30分から午後5時まで 1回の額の2倍の額

(3) 午後3時から午後9時30分まで 1回の額の2倍の額

(4) 午前9時から午後5時まで 1回の額の3倍の額

(5) 午後0時30分から午後9時30分まで 1回の額の3倍の額

(6) 午前9時から午後9時30分まで 1回の額の4倍の額

3 利用時間が備考1及び備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

4 備考1に規定する利用時間以外の時間に利用する場合(備考2に規定する場合を除く。)の使用料の額は、1時間につき、1回の額の30%に相当する額とする。この場合において、その利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、その端数の時間は1時間として計算する。

別記様式第2号（第3条関係）

新潟市生涯学習センター使用料納付期日決定通知書			
様		第 年 月 日	
新潟市長			
下記のとおり納付期日を決定したので通知します。			
区 分	☐ 施設使用料	☐ 設備使用料	
利 用 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	円
納 付 期 日	年 月 日	金 額	
金 額 の 内 訳			

別記様式第1号（第3条関係）

新潟市生涯学習センター使用料納付期日決定申請書			
(あて先) 新潟市長		年 月 日	
住所（団体にあっては所在地）			
申請者 氏名（団体にあっては名称及び代表者の氏名）			
電話番号			
下記のとおり納付期日の決定を受けたいので申請します。			
区 分	☐ 施設使用料	☐ 設備使用料	
利 用 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
納 付 希 望 日	年 月 日	金 額	円
金 額 の 内 訳			
納付期日の決定を必要とする理由			
注 1 太線の枠内だけ記入してください。 2 該当する項目の□に✓印をつけてください。			
上記のとおり、納付期日を決定し てよろしいでしょうか。	処 理 欄	起 案： 年 月 日	日
決 裁		決 裁： 年 月 日	日
		許 可： 年 月 日	日
		許可番号： 第 号	
		納付期日： 年 月 日	日

別記様式第4号（第4条関係）

新潟市生涯学習センター使用料免除決定通知書		第 年 月 日
様		新潟市長
下記のとおり使用料の免除を決定したので通知します。		
区 分	☐ 施設使用料	☐ 設備使用料
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用料の内訳		
免除前の額	円	免除額
	免除後の額	
円		
免除の理由 ☐ 市の主催事業 ☐ その他（ ）		
免除額の算出		

別記様式第3号（第4条関係）

新潟市生涯学習センター使用料免除申請書		年 月 日
(あて先)新潟市長		
住所（団体にあっては所在地）		
申請者 氏名（団体にあっては名称及び代表者の氏名）		
電話番号		
下記のとおり使用料の免除を申請します。		
区 分	☐ 施設使用料	☐ 設備使用料
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用料の内訳		
免除前の額	円	免除申請額
円		
免除を必要とする理由		
注 1 太線の枠内だけ記入してください。		
2 該当する項目の□に✓印をつけてください。		
免除の理由 ☐ 市の主催事業 ☐ その他（ ）		免除額の算出
上記のとおり，使用料を免除してよろしいでしょうか。		起 案： 年 月 日
決	処 理	決 裁： 年 月 日
裁	欄	許 可： 年 月 日
		許可番号： 第 号
		免除前の額： 円
		免 除 額： 円
		免除後の額： 円

別記様式第6号（第5条関係）

新潟市生涯学習センター使用料還付決定通知書									
様 新潟市長									
第 年 月 日 号									
下記のとおり使用料の還付を決定したので通知します。									
区 分	☐ 施設使用料		☐ 設備使用料						
利 用 期 間	年 月 日 から		年 月 日まで						
納入年月日	年	月	日	納入済額	円				
還 付 額	円		還付額の 内訳						
還 付 の 理 由									
還 付 方 法	☐ 銀行窓口払い								
	☐ 口座払い								
	金融機関： 銀行 ☐ 普通 ☐ 当 座								
	預金種別： 口座番号：								

別記様式第5号（第5条関係）

新潟市生涯学習センター使用料還付申請書									
(あて先)新潟市長									
年 月 日									
住所（団体にあっては所在地）									
申請者 氏名（団体にあっては名称及び代表者の氏名） 印									
電話番号									
下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。									
区 分	☐ 施設使用料		☐ 設備使用料						
利 用 期 間	年 月 日 から		年 月 日まで						
納入年月日	年	月	日	納入済額	円				
還 付 申 請 額	円		還付申請 額の内訳						
還付を受けよう とする理由									
還 付 方 法	☐ 銀行窓口払い								
	☐ 口座払い								
	金融機関： 銀行 ☐ 普通 ☐ 当 座								
	預金種別： 口座番号：								
注 1 太線の枠内だけ記入してください。									
注 2 該当する項目の□に✓印をつけてください。									
還付の理由及び額の算出									
上記のとおり、使用料の還付をして よろしいでしょうか。				処 理 欄		起 案： 年 月 日			
						決 裁： 年 月 日			
						許 可： 年 月 日			
						許 可 番 号： 第 号			
						納付済額： 円			
						還 付 額： 円			

別記様式第7号（第7条関係）

第 号	新潟市生涯学習センター使用料徴収事務委託証	氏名又は名称	上記の者に新潟市生涯学習センターの使用料の徴収事務を委託したことを証明する。	有効期限	年 月 日 まで	年 月 日	新潟市長 印
--------	-----------------------	--------	--	------	----------	-------	-----------

新潟国際友好会館条例施行規則をここに公布する。

平成16年10月 1 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第43号

新潟国際友好会館条例施行規則

新潟国際友好会館条例施行規則（昭和56年新潟市規則第47号）の全部を改正する。

（趣 旨）

第1条 この規則は、新潟国際友好会館条例（平成16年新潟市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可申請）

第2条 条例第6条前段の規定により新潟国際友好会館（以下「会館」という。）の利用の許可を受けようとするものは、別記様式第1号による利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する利用許可申請書の受付期間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

利用区分	受付期間
国際交流及び国際協力に関する活動のための利用	利用開始日の3月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前まで
国際交流及び国際協力に関する活動以外の活動のための利用	利用開始日の2月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前まで

（利用の変更許可申請等）

第3条 条例第6条の規定により会館の利用の変更の許可を受けようとするもの又は条例第13条の規定により会館の利用の取止めの申出をしようとするものは、別記様式第2号による利用変更許可申請書兼利用取止申出書を指定管理者に提出しなければならない。

（許可書の交付）

第4条 指定管理者は、会館の利用を許可する場合は、別記様式第3号による利用許可書を交付する。

2 指定管理者は、会館の利用の変更を許可する場合は、別記様式第4号による利用変更許可書を交付する。

（許可書の提示）

第5条 会館の利用の許可（変更の許可を含む。）を受けたもの（以下「利用者」という。）は、会館を利用しよ

うとする場合は、その利用許可書（変更の許可を受けたものにあつては利用変更許可書）を指定管理者に提示しなければならない。

（設備の使用料の額）

第6条 条例別表備考6に規定する実費等を勘案して市長が別に定める附属設備に係る使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

（使用料納付期日決定の申請等）

第7条 条例第9条ただし書の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第5号による使用料納付期日決定申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により使用料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第6号による使用料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

（使用料の免除）

第8条 条例第10条に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。

特別の理由		使用料を免除する額
1	市が主催する事業に利用する場合	全額
2	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第10条の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第7号による使用料免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別記様式第8号による使用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、第1項の表2の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（使用料の還付等）

第9条 条例第11条第2項ただし書の規定による使用料の還付は、次の表の定めるところにより行うものとする。

還付する場合		還付する額
1	利用者がその責めに帰すことのできない理由によって会館を利用できなかった場合	使用料の額に相当する額
2	利用者が会館の利用の日の30日前までに利用の取止めの申出をした場合	
3	市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第11条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第9号による使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第10号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（届 出）

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 会館の利用を終了した場合
- (2) 会館の施設又は設備を損傷した場合
- (3) 会館において災害その他事故が発生した場合

（原状回復）

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 会館の利用を終了した場合
- (2) 会館の利用の許可を取り消された場合
- (3) 会館からの退去又は行為の中止を命ぜられた場合

（指定管理者の指定の申請）

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第11号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第20条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄付行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（徴収委託）

第13条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、指定管理者に使用料の徴収の事務を委託すること（以下「徴収委託」という。）ができる。

（徴収事務委託証）

第14条 市長は、前条の規定により徴収委託をしたもの（以下「受託者」という。）に別記様式第12号による新潟国際友好会館使用料徴収事務委託証（以下「委託証」という。）を交付するものとする。

（徴収委託の告示及び公表）

第15条 市長は、第13条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

（受託者の領収証書の交付）

第16条 受託者は、徴収委託を受けた使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

（徴収した使用料の払込み）

第17条 受託者は、徴収した使用料を徴収した日の翌日（その日が休館日（条例第4条に規定する休館日をいう。）又は日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日）までに収入役又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

（徴収委託の解除）

第18条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- （1）受託者が不正な行為をした場合
- （2）受託者が市長又は収入役の指示に従わなかった場合
- （3）受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- （4）その他市長が徴収委託をすることが不適当であると認めた場合

2 前項の規定により徴収委託を解除されたものは、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第15条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表（第6条関係）

附属設備の使用料表

（単位 円）

設 備 名		単位	利用区分	使用料の額
各 室 共 通	資料投影機	1台	1回	400
	コピー黒板	1台	1回	200
	可搬式プロジェクターセット	1式	1回	800
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1回	100
	ワイヤレスアンプ	1台	1回	100
	展示パネル	1台	1回	100

備考

1 上表中「1回」とは、午前9時から正午まで、午後0時30分から午後2時30分まで、午後3時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までのそれぞれの利用時間をいう。

2 次の(1)から(6)までに掲げる利用時間に係る使用料の額は、それぞれ(1)から(6)までに掲げる額とする。

- (1) 午前9時から午後2時30分まで 1回の額の2倍の額
- (2) 午後0時30分から午後5時まで 1回の額の2倍の額
- (3) 午後3時から午後9時30分まで 1回の額の2倍の額
- (4) 午前9時から午後5時まで 1回の額の3倍の額
- (5) 午後0時30分から午後9時30分まで 1回の額の3倍の額

- (6) 午前9時から午後9時30分まで 1回の額の4倍の額

3 利用時間が備考1及び備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

4 備考1に規定する利用時間以外の時間に利用する場合（備考2に規定する場合を除く。）の使用料の額は、1時間につき、1回の額の30%に相当する額とする。この場合において、その利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、その端数の時間は1時間として計算する。

別記様式第2号（第3条関係）

新潟国際友好会館利用 変更許可申請書 取止申出書		新 潟 国 際 友 好 会 館 利 用 許 可 申 請 書	
(あて先) 指定管理者		(あて先) 指定管理者	
住所（団体にあっては所在地）		住所（団体にあっては所在地）	
申請者 氏名（団体にあっては名称及び代表者の氏名）		申請者 氏名（団体にあっては名称及び代表者の氏名）	
電話番号		電話番号	
下記のとおり 変更したいので申請します。 取り止めたいので申し出ます。			
許可年月日・ 番号	年 月 日	許可番号 第 号	の変更・取止め
変更・取止め の理由			
項目	変 更 前	変 更 後	
利用年月日	年 月 日	年 月 日	
利用時間	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分	
利用施設			
利用設備			
注 1 太線の枠内だけ記入してください。 2 変更・取止めのいずれかを○で囲んでください。			
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。			
決 裁	処 理 欄		起 案： 年 月 日
			決 裁： 年 月 日
			許 可： 年 月 日
			許可番号： 第 号
			納 付 額： 円

別記様式第1号（第2条関係）

新潟国際友好会館利用許可申請書		新 潟 国 際 友 好 会 館 利 用 許 可 申 請 書	
(あて先) 指定管理者		(あて先) 指定管理者	
住所（団体にあっては所在地）		住所（団体にあっては所在地）	
申請者 氏名（団体にあっては名称及び代表者の氏名）		申請者 氏名（団体にあっては名称及び代表者の氏名）	
電話番号		電話番号	
下記のとおり利用したいので申し込みます。 なお，利用に際しては新潟国際友好会館条例及びこれに基づく規則その他の指示に従います。			
利用目的		利用 人数	人
利用日時	年 月 日 時 分 準備から 時 分 後片付けまで		
利用施設			
利用設備			
注 太線の枠内だけ記入してください。			
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。		処 理 欄	起 案： 年 月 日
決 裁			決 裁： 年 月 日
			許 可： 年 月 日
			許可番号： 第 号
			納 付 額： 円

別記様式第4号（第4条関係）

新潟国際友好会館利用変更許可書		第 年 月 日
様		指定管理者
下記のとおり変更を許可します。		
許可年月日・番号	年 月 日・許可番号	第 号 の変更
変更の理由		
項目	変 更 前	変 更 後
利用年月日	年 月 日	年 月 日
利用時間	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分
利用施設		
利用設備		
許可の条件		
注意事項 1 利用当日この許可書を職員に提示して、必要な連絡確認を受けてください。 2 利用に際しては新潟国際友好会館条例及びこれに基づく規則並びに職員の指示に従ってください。		

別記様式第3号（第4条関係）

新潟国際友好会館利用許可書		第 年 月 日
様		指定管理者
下記のとおり利用を許可します。		
利用目的	利用人数	人
利用日時	年 月 日	時 分 準備から 時 分 後片付けまで
利用施設		
利用設備		
許可の条件		
注意事項 1 利用当日この許可書を職員に提示して、必要な連絡確認を受けてください。 2 利用に際しては新潟国際友好会館条例及びこれに基づく規則並びに職員の指示に従ってください。		

別記様式第6号（第7条関係）

新潟国際友好会館使用料納付期日決定通知書				
様 指定管理者 第 年 月 日 号				
下記のとおり納付期日を決定したので通知します。				
区 分	☐ 施設使用料	☐ 設備使用料		
利用期間	年 月 日から	年 月 日まで		
納付期日	年 月 日	金 額	円	
金額の内訳				

別記様式第5号（第7条関係）

新潟国際友好会館使用料納付期日決定申請書				
(あて先) 指定管理者 年 月 日				
住所（団体にあっては所在地）				
申請者 氏名（団体にあっては名称及び代表者の氏名）				
電話番号				
下記のとおり納付期日の決定を受けたいので申請します。				
区 分	☐ 施設使用料	☐ 設備使用料		
利用期間	年 月 日から	年 月 日まで		
納付希望日	年 月 日	金 額	円	
金額の内訳				
納付期日の決定を必要とする理由				
注 1 太線の枠内だけ記入してください。 2 該当する項目の□に✓印をつけてください。				
上記のとおり、納付期日を決定してよろしいでしょうか。		処 理	起 案：	年 月 日
決 裁		欄	決 裁：	年 月 日
			許 可：	年 月 日
			許可番号：	第 号
			納付期日：	年 月 日

別記様式第8号（第8条関係）

新潟国際友好会館使用料免除決定通知書		第 年 月 日	
様		指定管理者	
下記のとおり使用料の免除を決定したので通知します。			
区 分	☐ 施設使用料	☐ 設備使用料	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用料の内訳			
免除前の額	円	免除額	円
		免除後の額	円
免除の理由 ☐ 市の主催事業 ☐ その他（ ）		免除額の算出	

別記様式第7号（第8条関係）

新潟国際友好会館使用料免除申請書		年 月 日	
(あて先) 指定管理者			
住所（団体にあっては所在地）			
申請者 氏名（団体にあっては名称及び代表者の氏名）			
電話番号			
下記のとおり使用料の免除を申請します。			
区 分	☐ 施設使用料	☐ 設備使用料	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用料の内訳			
免除前の額	円	免除申請額	円
免除を必要とする理由			
注 1 太線の枠内だけ記入してください。 2 該当する項目の□に√印をつけてください。			
免除の理由 ☐ 市の主催事業 ☐ その他（ ）		免除額の算出	
上記のとおり、使用料を免除してよろしいでしょうか。		処 理 欄	起 案： 年 月 日
決			決 裁： 年 月 日
裁			許 可： 年 月 日
			許可番号： 第 号
			免除前の額： 円
			免 除 額： 円
			免除後の額： 円

別記様式第10号（第9条関係）

新潟国際友好会館使用料還付決定通知書									
様 新潟市長 第 年 月 日 号									
下記のとおり使用料の還付を決定したので通知します。									
区 分	☐ 施設使用料		☐ 設備使用料						
利 用 期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで						
納 入 年 月 日	年 月 日	納入済額	円						
還 付 額	円	還付額の 内訳							
還 付 の 理 由									
還 付 方 法	☐ 銀行窓口払い								
	☐ 口座払い								
	金融機関： 銀行 支店								
	預金種別： ☐ 普 通 ☐ 当 座								
口座番号：									

別記様式第9号（第9条関係）

新潟国際友好会館使用料還付申請書									
(あて先)新潟市長 年 月 日 住所（団体にあっては所在地） 申請者 氏名（団体にあっては名称及び代表者の氏名） 印 電話番号									
下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。									
区 分	☐ 施設使用料		☐ 設備使用料						
利 用 期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで						
納 入 年 月 日	年 月 日	納入済額	円						
還 付 申 請 額	円	還付申請 額の内訳							
還 付 を 受 け よ う と する 理 由									
還 付 方 法	☐ 銀行窓口払い								
	☐ 口座払い								
	金融機関： 銀行 支店								
	預金種別： ☐ 普 通 ☐ 当 座								
口座番号：									
注 1 太線の枠内だけ記入してください。 注 2 該当する項目の□に✓印をつけてください。									
還付の理由及び額の算出									
上記のとおり、使用料の還付をして よろしいでしょうか。					処 理 欄		起 案： 年 月 日		
							決 裁： 年 月 日		
							許 可： 年 月 日		
							許 可 番 号： 第 号		
							納 付 済 額： 円		
							還 付 額： 円		

別記様式第12号（第14条関係）

第 号	新潟国際友好会館使用料徴収事務委託証
名称	
上記のものに新潟国際友好会館の使用料の徴収事務を委託したことを証明する。	
有効期限	年 月 日 まで
	年 月 日
	新潟市長 印

別記様式第11号（第12条関係）

新潟国際友好会館指定管理者指定申請書	
(あて先)	新潟市長
年 月 日	
所在地	
申請者	名称及び代表者の氏名
電話番号	
新潟国際友好会館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月4日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第44号

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則

新潟市行政組織規則（昭和51年新潟市規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1款 地区事務所及び連絡所（第15条 - 第19条）」を

「第1款 東京事務所準備室（第14条の2・第14条の3）

第1款の2 地区事務所及び連絡所（第15条 - 第19条）」に改める。

第7条企画財政局広域合併推進部政令指定都市推進課移行推進班の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）東京事務所準備室との連絡調整に関する事項

第2章第3節中第1款を第1款の2とし、同節に第1款として次の1款を加える。

第1款 東京事務所準備室

（設置）

第14条の2 東京事務所の開設のため、企画財政局の管理の下に東京事務所準備室を置く。

2 東京事務所準備室の位置は、次に掲げるとおりとする。

東京都千代田区平河町2丁目4番1号

（分掌事務）

第14条の3 東京事務所準備室の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

（1）東京事務所の開設のための準備に関する事項

（2）市政に関係する情報及び資料の収集に関する事項
第64条第1項の表中

地区事務所	所長	を
東京事務所準備室 地区事務所	室長 所長	

に改める。

第72条の表中

地区事務所	所長	次長	係長	
	次長	係長		

を

東京事務所準備室	室長	最上席の職員		
地区事務所	所長	次長	係長	
	次長	係長		

に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月4日から施行する。

新潟市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月4日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第45号

新潟市公印規則の一部を改正する規則

新潟市公印規則（昭和40年新潟市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)中

〃	〃	〃	地区事務所所管事務で市長名をもつてする公文書用	各地区事務所次長	各1	各地区事務所	54の2
---	---	---	-------------------------	----------	----	--------	------

を

〃	〃	〃	東京事務所準備室所管事務で市長名をもつてする公文書用	東京事務所準備室長	1	東京事務所準備室	54の2
〃	〃	〃	地区事務所所管事務で市長名をもつてする公文書用	各地区事務所次長	各1	各地区事務所	54の3

に改める。

別表第2中（54の2）を（54の3）とし、（54）の次に次のように加える。

（54の2）

新潟市長印
東京事務所専用

附 則

この規則は、平成16年10月4日から施行する。

新潟市給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月4日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第46号

新潟市給与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市給与条例施行規則（昭和32年新潟市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「支所の次長」を「東京事務所準備室長支所の次長」に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月4日から施行する。

新潟市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月7日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第47号

新潟市財務規則の一部を改正する規則

新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「議会議務局総務課」の次に「、東京事務所準備室」を加える。

第30条第1項及び第33条第1項中「各課長」の次に「（東京事務所準備室長を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟市給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第48号

新潟市給与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市給与条例施行規則（昭和32年新潟市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「支給日」を「基準日」に改める。

第23条第1項中「10月末日」を「基準日の属する年度の11月から3月までの俸給の支給日」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を次のように改める。

3 寒冷地手当は、当該年度に支給する額を第1項に規定する期間の月数で除して得た額をその支給日に支給するものとする。

第23条第4項中「際に」を「日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降

の支給日に追給し、又は返納する額を分割して」に改める。

第24条を次のように改める。

（寒冷地手当の支給をしない職員）

第24条 条例第24条第1項の規定により寒冷地手当の支給をしない職員は、第18条各号に掲げる職員及び平成16年11月1日から引き続き職員であるもの以外の職員（平成16年11月2日以降職員となつた者のうち、第18条の2第3号アからエに掲げる者から引続き職員となつたもので別に定めるものを除く。）とする。

第24条の3を次のように改める。

第24条の3 削除

第24条の4第1項中「追給することとなる場合にあつては基準日の翌日から翌年の2月末日までの期間とし、返納させることとなる場合にあつては基準日の翌日から翌年の1月末日」を「基準日の翌日から翌年の3月1日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第24条第5項に規定する規則で定める場合は、11月2日以降において、世帯等の区分変更が生じた場合で、次項第1号に該当する場合とする。

第24条の4第4項ただし書中「場合」の次に「又は次項各号に掲げる事由による場合」を加え、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 事由発生後の額から事由発生前の額を減じた額に当該事由の生じた日の属する時期の区分に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額。ただし、同表に掲げる時期の区分のうちいずれか1つの区分において2以上の事由が発生した場合は、当該事由発生のうちの最後の事由発生により算出した額をもつて事由発生後の額とする。

時期の区分	割合
11月1日	100分の100
11月2日から12月1日まで	100分の80
12月2日から1月1日まで	100分の60
1月2日から2月1日まで	100分の40
2月2日から3月1日まで	100分の20

(2) 前項第2号の場合にあつては事由発生前の額から事由発生後の額を減じた額、同項第3号及び第4号の場合にあつては事由発生前の額にそれぞれ当該事由の生じた日（死亡及び退職の場合は、その翌日）の属する時期の区分に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額。ただし、同表に掲げる時期の区分のうちいずれか1つの区分において2以上の事由が発生した場合は、当該事由発生のうちの最後の事由発生により算出した額をもつて事由発生後の額とす

る。

時期の区分	割合
11月 1 日	100分の100
11月 2 日から12月 1 日	100分の80
12月 2 日から 1 月 1 日	100分の60
1 月 2 日から 2 月 1 日まで	100分の40
2 月 2 日から 3 月 1 日まで	100分の20

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

新潟市事務専決規程及び新潟市工場立地推進委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年10月 4 日

新 潟 市 長 篠 田 昭
新潟市訓令第 6 号

新潟市事務専決規程及び新潟市工場立地推進委員会規程の一部を改正する規程
(新潟市事務専決規程の一部改正)

第 1 条 新潟市事務専決規程(平成 4 年新潟市訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「美術館長」の次に「, 東京事務所準備室長」を加える。

別表目次中「美術館」の次に「, 東京事務所準備室」を加える。

別表第 1 中「美術館」の次に「, 東京事務所準備室」を加え、同表 1 備考 3 中「及び美術館長」を「, 美術館長及び東京事務所準備室長」に改め、同表 1 (1)の表工中「課に置く室」を「東京事務所準備室及び課に置く室」に改め、別表第 1 1 (2)の表ウの次に次のように加える。

エ この表中清掃センター所長等の欄の「所長」とあるのは、美術館にあっては「館長」と、東京事務所準備室にあっては「室長」とそれぞれ読み替えるものとする。

オ この表中「市内出張」及び「市外出張」とあるのは、東京事務所準備室にあっては「都の特別区内出張」及び「都の特別区外出張」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表第 1 1 (2)の表第 2 項の項中「局に属する課

長」の次に「, 局に属する機関の長」を加え、同表第 3 項の項中「局に属する課長」の次に「, 局に属する機関の長及びその職員」を加え、同表第 6 項の項、第 7 項の項、第 10 項の項及び第 11 項第 1 号の項中「局に属する課長」の次に「, 局に属する機関の長」を加える。

(新潟市工場立地推進委員会規程の一部改正)

第 2 条 新潟市工場立地推進委員会規程(昭和58年新潟市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 企画財政局の項に次のように加える。

東京事務所準備室長

附 則
この規程は、平成16年10月 4 日から施行する。

新潟市文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年10月 4 日

新 潟 市 長 篠 田 昭
新潟市訓令第 7 号

新潟市文書規程の一部を改正する規程
新潟市文書規程(昭和42年新潟市訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第14条の 2 」に改める。

第 3 条中第12号を第13号とし、第 3 号から第11号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 2 号中「機関のうち」の次に「, 東京事務所準備室」を加え、同号を同条第 3 号とし、同条中第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 文書 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をいう。

第 3 条に次の 2 号を加える。

(14) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(15) 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより電子署名が付与されて交換される電磁的記録をいう。

第 5 条中「地区事務所次長」を「東京事務所準備室長、地区事務所次長」に改める。

第 6 条第 1 項中「地区事務所」を「東京事務所準備室、

地区事務所」に改め、同条第3項の表機関の課の項の次に次のように加える。

東京事務所準備室	室長が指定する職員	室長が指定する職員
----------	-----------	-----------

第2章第1節中第14条の次に次の1条を加える。

(通信回線を利用した文書の取扱い)

第14条の2 この節の前各条の規定にかかわらず、収受及び配布の処理は、通信回線を利用して行うことができる。

2 通信回線を利用した文書の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第21条第2号中キ及びクを削り、ケをキとする。

第38条第1項ただし書中「ただし」の次に「、庁内文書(本市行政機関相互間において発送し、又は収受する文書をいう。)」を加える。

第38条の次に次の1条を加える。

(電子署名)

第38条の2 総合行政ネットワーク文書により施行するものについては、電子署名を行うものとする。

2 電子署名を行うために必要な事項は、別に定める。

第43条第1項中「発送は」の次に「、別に定めるもののほか」を加え、同条第3項中「電報」を「第1項の規定にかかわらず、電報」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

第70条第2項中「地区事務所次長」を「東京事務所準備室長、地区事務所次長」に改める。

第73条中「地区事務所」を「東京事務所準備室、地区事務所」に改める。

第74条中「、ファクシミリ並びに電子メール」を削り、「発信は」の次に「、別に定めるもののほか」を加える。

附 則

この規程は、平成16年10月4日から施行する。

告 示

新潟市告示第304号

一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約の解除について

一般廃棄物処理手数料収納事務委託者が平成16年9月1日付けで、次のとおり解除になったので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項に基づき告示します。

平成16年10月1日

新潟市長 篠田 昭

一般廃棄物処理手数料収納事務委託解除者		収納事務委託区域
住 所	氏 名	
紫竹山3丁目11番23号	高 桑 巖	紫 竹 山

新潟市告示第305号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のように認定する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成16年10月1日

新潟市長 篠田 昭

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
太 平 岡 山 線 2 号	新潟市松崎字居浦郷1469番1地先	新潟市松崎字東114番1地先
	新潟市松崎字東503番地先	
松 崎 達 谷 内 線	新潟市松崎字東525番1地先	新潟市大形本町三丁目1730番2地先
	新潟市達谷内六丁目78番1地先	
太 右 工 門 新 田 鐘 木 線	新潟市高美町1411番150地先	新潟市高美町1411番186地先
	新潟市上沼653番1地先	
西 南 3 - 1 8 5 号 線	新潟市勘介郷屋字下沢142番1地先	新潟市小見郷屋字砂押377番1地先
	新潟市小見郷屋字三辺358番1地先	
西 南 3 - 1 8 9 号 線	新潟市勘介郷屋字下利185番地先	新潟市勘介郷屋字下利250番1地先
	新潟市勘介郷屋字大沼330番地先	
西 南 3 - 2 8 2 号 線	新潟市勘介郷屋字下沢129番1地先	新潟市勘介郷屋字下沢128番地先
	新潟市勘介郷屋字下沢121番地先	
西 南 3 - 2 8 3 号 線	新潟市勘介郷屋字下沢136番1地先	新潟市小見郷屋字砂押380番1地先
	新潟市小見郷屋字砂押377番1地先	
西 南 3 - 2 8 4 号 線	新潟市小見郷屋字砂押253番3地先	新潟市勘介郷屋字下沢108番1地先
	新潟市勘介郷屋字下沢136番1地先	
西 南 3 - 2 8 5 号 線	新潟市小見郷屋字砂押254番1地先	新潟市小見郷屋字三辺356番7地先
	新潟市小見郷屋字三辺356番2地先	
西 南 3 - 2 8 6 号 線	新潟市みずき野二丁目214番3地先	新潟市小見郷屋字三辺358番1地先
	新潟市勘介郷屋字土手外2番2地先	
西 南 3 - 2 8 7 号 線	新潟市勘介郷屋字下利188番地先	新潟市勘介郷屋字下利178番1地先
	新潟市勘介郷屋字下利186番地先	

西 南 4 - 1 2 3 号 線	新潟市小見郷屋字 砂押254番 1 地先 新潟市小見郷屋字 砂押270番 1 地先	新潟市小見郷屋字 砂押266番 1 地先	西 7 - 1 3 5 号 線	新潟市小新西一丁 目1080番24地先 新潟市小新西一丁 目1080番27地先	新潟市小新西一丁 目1080番68地先
西 南 4 - 2 2 1 号 線	新潟市明田字大面 747番 1 地先 新潟市明田字中筒 上215番 1 地先	新潟市明田字上谷 433番 1 地先	中 央 3 - 1 7 6 号 線	新潟市西船見町字 浜浦5932番688地先 新潟市西船見町字 浜浦5932番23地先	新潟市西船見町字 浜浦5932番729地 先
西 南 4 - 2 3 8 号 線	新潟市明田字屋敷 廻787番 8 地先 新潟市明田字上谷 490番 1 地先	新潟市明田字布割 561番 1 地先	南 2 - 7 号 線	新潟市幸西三丁目 248番 3 地先 新潟市幸西四丁目 273番10地先	新潟市幸西三丁目 260番27地先
西 南 4 - 2 3 9 号 線	新潟市明田字屋敷 廻424番 1 地先 新潟市明田字上谷 478番 3 地先	新潟市明田字布割 542番地先	南 3 - 1 1 4 号 線	新潟市上所一丁目 1134番 4 地先 新潟市上所一丁目 1134番70地先	新潟市上所一丁目 1134番59地先
西 南 4 - 2 8 8 号 線	新潟市明田字中筒 上214番 1 地先 新潟市明田字中筒 上138番 1 地先	新潟市明田字中筒 上154番地先	南 4 - 1 1 8 号 線	新潟市新和二丁目 173番 6 地先 新潟市新和二丁目 143番31地先	新潟市新和二丁目 143番41地先
西 南 4 - 2 8 9 号 線	新潟市明田字上谷 481番 1 地先 新潟市明田字前谷 883番 2 地先	新潟市明田字上谷 489番 1 地先	南 7 - 3 5 7 号 線	新潟市鳥屋野字中 沼411番10地先 新潟市鳥屋野字中 沼411番 4 地先	新潟市鳥屋野字中 沼411番 7 地先
西 南 4 - 2 9 0 号 線	新潟市明田字前谷 911番 1 地先 新潟市明田字前谷 873番 1 地先	新潟市明田字前谷 884番 1 地先	南 8 - 2 8 3 号 線	新潟市酒屋町字屋 敷付863番 8 地先 新潟市酒屋町字屋 敷付821番26地先	新潟市酒屋町字屋 敷付863番15地先
西 南 4 - 2 9 1 号 線	新潟市明田字上谷 466番 1 地先 新潟市明田字上谷 496番 2 地先	新潟市明田字上谷 472番 1 地先	南 8 - 2 8 4 号 線	新潟市酒屋町字屋 敷付863番 3 地先 新潟市酒屋町字屋 敷付863番 8 地先	新潟市酒屋町字屋 敷付863番 6 地先
西 南 4 - 2 9 2 号 線	新潟市明田字上谷 495番 2 地先 新潟市明田字上谷 508番地先	新潟市明田字上谷 497番 1 地先	南 8 - 2 8 5 号 線	新潟市酒屋町字屋 敷付863番 9 地先 新潟市酒屋町字屋 敷付863番15地先	新潟市酒屋町字屋 敷付863番11地先
西 2 - 2 6 9 号 線	新潟市五十嵐二の 町7761番 6 地先 新潟市五十嵐二の 町7761番36地先	新潟市五十嵐二の 町7761番 8 地先	東 2 - 1 1 7 号 線	新潟市宝町37番58 地先 新潟市宝町37番28 6 地先	新潟市宝町37番64 地先
西 4 - 1 6 4 号 線	新潟市坂井三丁目 1071番 2 地先 新潟市坂井三丁目 1075番10地先	新潟市坂井三丁目 1074番 1 地先	東 3 - 5 6 9 号 線	新潟市松崎字西63 番 1 地先 新潟市松崎字西61 4 番 3 地先	新潟市松崎字西73 9 番 3 地先
西 4 - 1 6 5 号 線	新潟市坂井東五丁 目1165番10地先 新潟市坂井東五丁 目198番 5 地先	新潟市坂井東五丁 目1165番 2 地先	東 3 - 5 7 0 号 線	新潟市松崎字西65 8 番地先 新潟市松崎字西66 2 番地先	新潟市松崎字西66 0 番地先
西 4 - 1 6 6 号 線	新潟市坂井東五丁 目1930番 5 地先 新潟市坂井東五丁 目1923番 9 地先	新潟市坂井東五丁 目1922番10地先	東 3 - 5 7 1 号 線	新潟市松崎字西60 5 番地先 新潟市松崎字東52 3 番 1 地先	新潟市松崎字西59 0 番 2 地先
西 4 - 1 6 7 号 線	新潟市坂井東五丁 目1932番 3 地先 新潟市坂井東五丁 目1921番 4 地先	新潟市坂井東五丁 目1920番 4 地先	東 3 - 5 7 2 号 線	新潟市松崎字西59 2 番地先 新潟市松崎字西59 5 番 1 地先	新潟市松崎字西59 5 番 1 地先
西 6 - 2 3 号 線	新潟市亀貝字前田 37番地先 新潟市亀貝字堤51 2 番 6 地先	新潟市亀貝字堤14 番 1 地先	東 3 - 5 7 3 号 線	新潟市松崎字東53 7 番地先 新潟市松崎字東54 3 番地先	新潟市松崎字東54 1 番 1 地先
西 6 - 5 4 号 線	新潟市新田字浜野 194番 1 地先 新潟市新田字浜野 212番 5 地先	新潟市新通字辻場 下ヶ北沢2140番地 先	東 3 - 5 7 4 号 線	新潟市松崎字西62 9 番 2 地先 新潟市松崎字西62 3 番 1 地先	新潟市松崎字西62 6 番地先
西 6 - 5 5 号 線	新潟市新田字浜野 1030番地先 新潟市新田字浜野 943番 1 地先	新潟市新田字浜野 1001番地先	東 3 - 5 7 5 号 線	新潟市松崎字東36 2 番 1 地先 新潟市松崎字東35 4 番地先	新潟市松崎字東36 6 番地先
西 7 - 1 3 4 号 線	新潟市小新西二丁 目2690番 1 地先 新潟市小新西二丁 目2558番 3 地先	新潟市小新西二丁 目2682番 8 地先	東 3 - 5 7 6 号 線	新潟市松崎字東35 9 番 1 地先 新潟市松崎字東45 0 番 1 地先	新潟市松崎字東29 5 番 1 地先

東 3 - 5 7 7 号 線	新潟市松崎字東36 5 番地先 新潟市松崎字東35 7 番地先	新潟市松崎字東36 3 番地先	東 3 - 5 9 5 号 線	新潟市松崎字東27 5 番 2 地先 新潟市松崎字東22 9 番地先	新潟市松崎字東28 2 番地先
東 3 - 5 7 8 号 線	新潟市松崎字東27 6 番地先 新潟市松崎字東22 9 番地先	新潟市松崎字東21 3 番地先	東 3 - 5 9 6 号 線	新潟市松崎字東27 6 番地先 新潟市松崎字東20 2 番 2 地先	新潟市松崎字東26 2 番 1 地先
東 3 - 5 7 9 号 線	新潟市松崎字東36 7 番地先 新潟市松崎字東37 7 番地先	新潟市松崎字東37 0 番地先	東 3 - 5 9 7 号 線	新潟市松崎字東25 9 番 2 地先 新潟市松崎字東20 5 番地先	新潟市松崎字東26 0 番 1 地先
東 3 - 5 8 0 号 線	新潟市松崎字東35 3 番地先 新潟市松崎字東37 7 番地先	新潟市松崎字東36 9 番 1 地先	東 3 - 5 9 8 号 線	新潟市松崎字東25 5 番地先 新潟市松崎字東20 7 番地先	新潟市松崎字東25 7 番地先
東 3 - 5 8 1 号 線	新潟市松崎字東35 5 番地先 新潟市松崎字東34 9 番地先	新潟市松崎字東35 1 番地先	東 3 - 5 9 9 号 線	新潟市松崎字東25 1 番地先 新潟市松崎字東21 0 番地先	新潟市松崎字東24 8 番地先
東 3 - 5 8 2 号 線	新潟市松崎字東47 3 番地先 新潟市松崎字東28 5 番地先	新潟市松崎字東37 4 番地先	東 3 - 6 0 0 号 線	新潟市松崎字東28 4 番地先 新潟市松崎字東28 4 番地先	新潟市松崎字東28 4 番地先
東 3 - 5 8 3 号 線	新潟市松崎字東47 7 番地先 新潟市松崎字東34 5 番地先	新潟市松崎字東38 1 番地先	東 3 - 6 0 1 号 線	新潟市松崎字東25 0 番地先 新潟市松崎字東21 1 番地先	新潟市松崎字東24 8 番地先
東 3 - 5 8 4 号 線	新潟市松崎字東34 9 番地先 新潟市松崎字東34 2 番地先	新潟市松崎字東34 8 番地先	東 3 - 6 0 2 号 線	新潟市松崎字東24 6 番地先 新潟市松崎字東21 2 番 1 地先	新潟市松崎字東24 1 番地先
東 3 - 5 8 5 号 線	新潟市松崎字西61 4 番 1 地先 新潟市松崎字東34 0 番地先	新潟市松崎字東38 7 番 1 地先	東 3 - 6 0 3 号 線	新潟市松崎字東29 1 番地先 新潟市松崎字東29 2 番地先	新潟市松崎字東29 2 番地先
東 3 - 5 8 6 号 線	新潟市松崎字東46 9 番地先 新潟市松崎字東33 8 番地先	新潟市松崎字東38 8 番 1 地先	東 3 - 6 0 4 号 線	新潟市松崎字東24 3 番地先 新潟市松崎字東21 3 番地先	新潟市松崎字東24 2 番地先
東 3 - 5 8 7 号 線	新潟市松崎字東46 7 番地先 新潟市松崎字東33 1 番地先	新潟市松崎字東39 0 番地先	東 3 - 6 0 5 号 線	新潟市松崎字東23 6 番地先 新潟市松崎字東21 8 番地先	新潟市松崎字東23 6 番地先
東 3 - 5 8 8 号 線	新潟市松崎字東46 5 番地先 新潟市松崎字東29 5 番 3 地先	新潟市松崎字東39 5 番地先	東 3 - 6 0 6 号 線	新潟市松崎字東23 4 番 2 地先 新潟市松崎字東21 9 番地先	新潟市松崎字東23 4 番 2 地先
東 3 - 5 8 9 号 線	新潟市松崎字東46 1 番地先 新潟市松崎字東32 6 番地先	新潟市松崎字東39 9 番地先	東 3 - 6 0 7 号 線	新潟市松崎字東29 4 番 3 地先 新潟市松崎字東29 4 番 3 地先	新潟市松崎字東29 4 番 3 地先
東 3 - 5 9 0 号 線	新潟市松崎字東45 9 番地先 新潟市松崎字東32 3 番地先	新潟市松崎字東40 4 番地先	東 3 - 6 0 8 号 線	新潟市松崎字東23 4 番 3 地先 新潟市松崎字東22 0 番 1 地先	新潟市松崎字東23 4 番 3 地先
東 3 - 5 9 1 号 線	新潟市松崎字東45 8 番地先 新潟市松崎字東32 1 番地先	新潟市松崎字東40 7 番地先	東 3 - 6 0 9 号 線	新潟市松崎字東23 2 番地先 新潟市松崎字東22 0 番 2 地先	新潟市松崎字東23 2 番地先
東 3 - 5 9 2 号 線	新潟市松崎字東51 1 番 1 地先 新潟市松崎字東46 4 番 2 地先	新潟市松崎字東51 1 番 1 地先	東 3 - 6 1 0 号 線	新潟市松崎字東22 8 番地先 新潟市松崎字東22 3 番地先	新潟市松崎字東22 6 番地先
東 3 - 5 9 3 号 線	新潟市松崎字東33 9 番地先 新潟市松崎字東32 9 番 1 地先	新潟市松崎字東33 4 番地先	東 3 - 6 1 1 号 線	新潟市松崎字東30 3 番地先 新潟市松崎字東30 4 番地先	新潟市松崎字東30 3 番地先
東 3 - 5 9 4 号 線	新潟市松崎字東32 9 番 1 地先 新潟市松崎字東30 2 番地先	新潟市松崎字東32 4 番地先	東 3 - 6 1 2 号 線	新潟市松崎字東41 2 番 1 地先 新潟市松崎字東43 6 番 3 地先	新潟市松崎字東41 6 番地先

東 3 - 6 1 3 号 線	新潟市松崎字東41 2番1地先 新潟市松崎字東42 1番1地先	新潟市松崎字東41 5番地先
東 3 - 6 1 4 号 線	新潟市松崎字東31 5番地先 新潟市松崎字東30 9番地先	新潟市松崎字東30 7番地先
東 3 - 6 1 5 号 線	新潟市松崎字東50 5番1地先 新潟市松崎字東45 5番地先	新潟市松崎字東46 4番1地先
東 3 - 6 1 6 号 線	新潟市一日市字居 浦1839番2地先 新潟市一日市字下掛 堀上1834番1地先	新潟市一日市字掛 堀下1838番2地先
東 5 - 2 1 5 号 線	新潟市牡丹山三丁 目10番3地先 新潟市牡丹山三丁 目10番24地先	新潟市牡丹山三丁 目10番10地先
東 5 - 2 1 6 号 線	新潟市上木戸四丁 目1048番1地先 新潟市はなみずき 一丁目102番7地先	新潟市上木戸四丁 目1012番1地先
東 9 - 8 5 号 線	新潟市北山字屋敷 付778番1地先 新潟市北山字前山 44番地先	新潟市北山字屋敷 付718番8地先
東 9 - 1 4 9 号 線	新潟市丸山字清水 が丘116番地先 新潟市丸山字清水 が丘102番地先	新潟市丸山字清水 が丘126番1地先
北 3 - 3 5 号 線	新潟市松浜本町一 丁目3303番1地先 新潟市松浜本町一 丁目3141番9地先	新潟市松浜本町一 丁目3141番174地 先
北 7 - 7 6 号 線	新潟市濁川字浦通 611番4地先 新潟市濁川字浦通 620番2地先	新潟市濁川字浦通 614番1地先
黒 埼 1 - 3 0 号 線	新潟市山田字中道 下の西3385番地先 新潟市山田字下郷 238番2地先	新潟市山田字中道 下の中303番8地先
黒 埼 1 - 3 3 号 線	新潟市山田字中道 上の東3303番地先 新潟市山田字中道 上の東46番地先	新潟市山田字中道 上の東27番地先
黒 埼 1 - 2 9 2 号 線	新潟市山田字中道 下の西3393番地先 新潟市山田字中道 下の西3477番地先	新潟市山田字中道 下の西3419番地先
黒 埼 1 - 2 9 3 号 線	新潟市山田字中道 下の西3385番地先 新潟市山田字中道 下の西3380番地先	新潟市山田字中道 下の西3382番地先
黒 埼 1 - 4 2 1 号 線	新潟市山田字中道 下の西3393番地先 新潟市山田字中道 下の西3482番地先	新潟市山田字中道 下の西3399番地先
黒 埼 1 - 4 2 2 号 線	新潟市山田字中道 下の西3447番地先 新潟市山田字中道 下の西3432番地先	新潟市山田字中道 下の西3425番地先
黒 埼 1 - 4 2 3 号 線	新潟市山田字中道 下の西3476番地先 新潟市山田字中道 下の西3462番地先	新潟市山田字中道 下の西3454番地先
黒 埼 1 - 4 2 4 号 線	新潟市山田字中道 上の中3332番地先 新潟市山田字中道 上の中3339番地先	新潟市山田字中道 上の中3329番地先

黒 埼 1 - 4 2 5 号 線	新潟市山田字中道 下の西632番2地先 新潟市山田字中道 下の西3388番地先	新潟市山田字中道 下の西3388番地先
黒 埼 1 - 4 2 6 号 線	新潟市山田字中道 下の西632番1地先 新潟市山田字中道 下の西3388番地先	新潟市山田字中道 下の西3388番地先
黒 埼 1 - 4 2 7 号 線	新潟市山田字中道 下の西3396番地先 新潟市山田字中道 下の西3396番地先	新潟市山田字中道 下の西3396番地先
黒 埼 1 - 4 2 8 号 線	新潟市山田字中道 下の西3413番地先 新潟市山田字中道 下の西3423番地先	新潟市山田字中道 下の西3423番地先
黒 埼 1 - 4 2 9 号 線	新潟市山田字中道 下の西3442番地先 新潟市山田字中道 下の西3452番地先	新潟市山田字中道 下の西3452番地先
黒 埼 1 - 4 3 0 号 線	新潟市山田字中道 上の中3308番地先 新潟市山田字中道 上の中3309番地先	新潟市山田字中道 上の中3309番地先
黒 埼 2 - 1 6 0 号 線	新潟市木場字大沼 5349番1地先 新潟市板井字本田 1566番1地先	新潟市板井字本田 1608番1地先

新潟市告示第306号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に
基づき、次の路線を廃止する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備
局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成16年10月1日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
太 平 岡 山 線 2 号	新潟市松崎字居浦 郷1397番1地先 新潟市松崎字東51 0番地先	新潟市松崎字東11 3番1地先
松 崎 逢 谷 内 線	新潟市松崎字東51 1番地先 新潟市逢谷内六丁 目78番1地先	新潟市大形本町三 丁目1730番2地先
太 右 工 門 新 田 鐘 木 線	新潟市太右工門新田 字浦潟1411番150地先 新潟市鐘木字上沼 637番3地先	新潟市太右工門新 田字浦潟1411番18 7地先
西 南 3 - 1 8 5 号 線	新潟市勸助郷屋字 下沢142番4地先 新潟市勸助郷屋字 下沢121番地先	新潟市小見郷屋字 砂押376番2地先
西 南 3 - 1 8 6 号 線	新潟市勸助郷屋字 下沢105番地先 新潟市勸助郷屋字 下沢108番地先	新潟市勸助郷屋字 下沢106番地先
西 南 3 - 1 8 9 号 線	新潟市勸助郷屋字 下利188番地先 新潟市勸助郷屋字 大沼330番地先	新潟市勸助郷屋字 下利250番1地先

西南4- 123号線	新潟市小見郷屋字 三辺255番1地先 新潟市小見郷屋字 三辺270番1地先	新潟市小見郷屋字 三辺266番地先
西南4- 221号線	新潟市明田字大面 747番1地先 新潟市明田字中筒 上121番地先	新潟市明田字上谷 433番1地先
西南4- 238号線	新潟市明田字屋敷 廻787番8地先 新潟市明田字上谷 508番地先	新潟市明田字布割 561番1地先
西南4- 239号線	新潟市明田字屋敷 廻424番4地先 新潟市明田字前谷 911番1地先	新潟市明田字前谷 473番地先
西南7- 982号線	新潟市田潟字田潟 22番1地先 新潟市田潟字田潟 5番3地先	新潟市田潟字田潟 18番地先
西南7- 983号線	新潟市保古野木字 潟向2190番地先 新潟市保古野木字 潟向2190番地先	新潟市保古野木字 潟向2190番地先
西南7- 986号線	新潟市田潟字田潟 18番地先 新潟市保古野木字 潟向2190番地先	新潟市田潟字田潟 18番地先
西6- 23号線	新潟市亀貝字前田 37番地先 新潟市亀貝字堤51 2番地先	新潟市亀貝字堤14 番1地先
西6- 28号線	新潟市亀貝字堤51 4番1地先 新潟市亀貝字堤51 4番2地先	新潟市亀貝字堤51 4番1地先
南2- 7号線	新潟市幸西四丁目 274番2地先 新潟市幸西三丁目 248番3地先	新潟市幸西三丁目 261番1地先
東9- 85号線	新潟市北山字屋敷 付793番3地先 新潟市北山字前山 120番地先	新潟市北山字前山 667番地先
北3- 35号線	新潟市松浜町字本 村3304番2地先 新潟市松浜町字本 村3141番30地先	新潟市松浜町字本 村3305番2地先
北7- 76号線	新潟市濁川字浦通 611番4地先 新潟市濁川字浦通 620番2地先	新潟市濁川字浦通 614番1地先
黒崎1- 30号線	新潟市山田字中道 下の西632番地先 新潟市山田字下郷 283番1地先	新潟市山田字中道 下の中303番8地先
黒崎1- 33号線	新潟市山田字中道 上の中415番地先 新潟市山田字中道 上の東46番地先	新潟市山田字中道 上の東27番地先
黒崎1- 292号線	新潟市山田字中道 下の西598番地先 新潟市山田字中道 下の西601番3地先	新潟市山田字中道 下の西600番1地先
黒崎1- 293号線	新潟市山田字中道 下の西622番地先 新潟市山田字中道 下の西632番1地先	新潟市山田字中道 下の西620番地先

新潟市告示第307号

市道区域の決定について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に
基づき、市道区域を次のように決定する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備
局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成16年10月1日

新潟市長 篠田 昭

路線名	区 間	敷 地 の	
		幅員(m)	延長(m)
太 平 岡 山 2 号 線	新潟市松崎字居浦郷1469番 1地先から 新潟市松崎字東503番地先 まで	2.7 ~10.0	516.5
松 崎 逢谷内線	新潟市松崎字東525番1地 先から 新潟市逢谷内六丁目78番1 地先まで	7.7 ~16.9	950.8
太右工門 新 田 鐘 木 線	新潟市高美町1411番150地 先から 新潟市上沼653番1地先ま で	5.5 ~12.7	749.0
西南3- 185号線	新潟市勸助郷屋字下沢142 番1地先から 新潟市小見郷屋字三辺358 番1地先まで	3.0 ~12.8	243.5
西南3- 189号線	新潟市勸助郷屋字下利185 番地先から 新潟市勸助郷屋字大沼330 番地先まで	2.5 ~4.1	615.8
西南3- 282号線	新潟市勸助郷屋字下沢129 番1地先から 新潟市勸助郷屋字下沢121 番地先まで	2.7 ~4.5	47.5
西南3- 283号線	新潟市勸助郷屋字下沢136 番1地先から 新潟市小見郷屋字砂押377 番1地先まで	7.2 ~12.0	94.0
西南3- 284号線	新潟市小見郷屋字砂押253 番3地先から 新潟市勸助郷屋字下沢136 番1地先まで	6.0 ~33.0	171.0
西南3- 285号線	新潟市小見郷屋字砂押254 番1地先から 新潟市小見郷屋字三辺356 番2地先まで	4.0 ~9.0	104.6
西南3- 287号線	新潟市勸助郷屋字下利188 番地先から 新潟市勸助郷屋字下利186 番地先まで	2.6 ~4.7	58.5
西南4- 123号線	新潟市小見郷屋字砂押254 番1地先から 新潟市小見郷屋字砂押270 番1地先まで	3.0 ~11.5	178.5
西南4- 221号線	新潟市明田字大面747番1 地先から 新潟市明田字中筒上215番 1地先まで	2.7 ~8.0	944.3
西南4- 238号線	新潟市明田字屋敷廻787番 8地先から 新潟市明田字上谷490番1 地先まで	3.3 ~27.0	449.2
西南4- 239号線	新潟市明田字屋敷廻424番 1地先から 新潟市明田字上谷478番3 地先まで	3.8 ~9.5	258.5

西南4 - 288号線	新潟市明田字中筒上214番 1地先から 新潟市明田字中筒上138番 1地先まで	3.3 ~4.9	536.9
西南4 - 289号線	新潟市明田字上谷481番1 地先から 新潟市明田字前谷883番2 地先まで	5.6 ~14.8	380.0
西南4 - 290号線	新潟市明田字前谷911番1 地先から 新潟市明田字前谷873番1 地先まで	3.6 ~6.5	145.4
西南4 - 291号線	新潟市明田字上谷466番1 地先から 新潟市明田字上谷496番2 地先まで	3.6 ~14.8	220.0
西南4 - 292号線	新潟市明田字上谷495番2 地先から 新潟市明田字上谷508番地 先まで	2.3 ~12.6	54.6
西2 - 269号線	新潟市五十嵐二の町7761番 6地先から 新潟市五十嵐二の町7761番 36地先まで	6.0 ~11.3	140.5
西4 - 164号線	新潟市坂井三丁目1071番2 地先から 新潟市坂井三丁目1075番10 地先まで	4.0 ~6.6	136.0
西4 - 165号線	新潟市坂井東五丁目1165番 10地先から 新潟市坂井東五丁目198番 5地先まで	6.0 ~10.2	110.0
西4 - 166号線	新潟市坂井東五丁目1930番 5地先から 新潟市坂井東五丁目1923番 9地先まで	6.0 ~10.3	110.0
西4 - 167号線	新潟市坂井東五丁目1932番 3地先から 新潟市坂井東五丁目1921番 4地先まで	6.0 ~10.3	110.0
西6 - 23号線	新潟市亀貝字前田37番地先 から 新潟市亀貝字堤512番6地 先まで	3.7 ~10.2	585.7
西6 - 54号線	新潟市新田字浜野194番1 地先から 新潟市新田字浜野212番5 地先まで	5.5 ~6.2	334.5
西6 - 55号線	新潟市新田字浜野1030番地 先から 新潟市新田字浜野943番1 地先まで	4.0 ~7.7	353.0
西7 - 134号線	新潟市小新西二丁目2690番 1地先から 新潟市小新西二丁目2558番 3地先まで	6.0 ~9.0	278.0
西7 - 135号線	新潟市小新西一丁目1080番 24地先から 新潟市小新西一丁目1080番 27地先まで	4.7 ~7.8	99.0
中央2 - 176号線	新潟市関屋大川前一丁目21 43番39地先から 新潟市関屋大川前一丁目21 43番38地先まで	17.0 ~30.0	43.0
南2 - 7号線	新潟市幸西三丁目248番3 地先から 新潟市幸西四丁目273番10 地先まで	5.5 ~16.6	596.0
南4 - 118号線	新潟市新和二丁目173番6 地先から 新潟市新和二丁目143番31 地先まで	6.0 ~10.3	145.4

南7 - 357号線	新潟市鳥屋野字中沼411番 10地先から 新潟市鳥屋野字中沼411番 4地先まで	6.0 ~10.2	168.1
南8 - 283号線	新潟市酒屋町字屋敷付863 番8地先から 新潟市酒屋町字屋敷付821 番26地先まで	7.0 ~11.2	107.0
南8 - 284号線	新潟市酒屋町字屋敷付863 番3地先から 新潟市酒屋町字屋敷付863 番8地先まで	6.0 ~10.3	95.5
南8 - 285号線	新潟市酒屋町字屋敷付863 番9地先から 新潟市酒屋町字屋敷付863 番15地先まで	6.0 ~10.3	95.5
東2 - 117号線	新潟市宝町37番58地先から 新潟市宝町37番286地先ま で	7.3	43.0
東5 - 215号線	新潟市牡丹山三丁目10番3 地先から 新潟市牡丹山三丁目10番24 地先まで	6.0 ~11.0	158.7
東5 - 216号線	新潟市上木戸四丁目1048番 1地先から 新潟市はなみずき一丁目10 2番7地先まで	4.0 ~6.0	80.0
東9 - 85号線	新潟市北山字屋敷付778番 1地先から 新潟市北山字前山44番地先 まで	5.0 ~13.0	429.3
東9 - 149号線	新潟市丸山字清水が丘116 番地先から 新潟市丸山字清水が丘102 番地先まで	5.5	200.0
北3 - 35号線	新潟市松浜本町一丁目3303 番1地先から 新潟市松浜本町一丁目3141 番9地先まで	2.6	29.0
北7 - 76号線	新潟市濁川字浦通611番4 地先から 新潟市濁川字浦通620番2 地先まで	3.8 ~6.0	176.0
黒崎1 - 30号線	新潟市山田字中道下の西33 85番地先から 新潟市山田字中道下郷238 番2地先まで	3.6 ~13.8	437.8
黒崎1 - 33号線	新潟市山田字中道上の東33 03番地先から 新潟市山田字中道上の東46 番地先まで	2.7	137.5

新潟市告示第308号

市道路線の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に
基づき、次の市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備
局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成16年10月1日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路 線 名	区 間	供用開始 年 月 日
松 崎 達 谷 内 線	新潟市松崎字東525番1地先から 新潟市達谷内六丁目78番1地先まで	平成16年 10月1日
太 右 工 門 新田鐘木線	新潟市高美町1411番150地先から 新潟市上沼653番1地先まで	

西南 3 - 185号線	新潟市助助郷屋字下沢142番1地先から 新潟市小見郷屋字三辺358番1地先まで
西南 3 - 189号線	新潟市助助郷屋字下沢185番地先から 新潟市助助郷屋字大沼330番地先まで
西南 3 - 282号線	新潟市助助郷屋字下沢129番1地先から 新潟市助助郷屋字下沢121番地先まで
西南 3 - 283号線	新潟市助助郷屋字下沢136番1地先から 新潟市小見郷屋字砂押377番1地先まで
西南 3 - 284号線	新潟市小見郷屋字砂押253番3地先から 新潟市助助郷屋字下沢136番1地先まで
西南 3 - 285号線	新潟市小見郷屋字砂押254番1地先から 新潟市小見郷屋字三辺356番2地先まで
西南 3 - 287号線	新潟市助助郷屋字下沢188番地先から 新潟市助助郷屋字下沢186番地先まで
西南 4 - 123号線	新潟市小見郷屋字砂押254番1地先から 新潟市小見郷屋字砂押270番1地先まで
西南 4 - 221号線	新潟市明田字大面747番1地先から 新潟市明田字中筒上215番1地先まで
西南 4 - 238号線	新潟市明田字屋敷廻787番8地先から 新潟市明田字上谷490番1地先まで
西南 4 - 239号線	新潟市明田字屋敷廻424番1地先から 新潟市明田字上谷478番3地先まで
西南 4 - 288号線	新潟市明田字中筒上214番1地先から 新潟市明田字中筒上138番1地先まで
西南 4 - 289号線	新潟市明田字上谷481番1地先から 新潟市明田字前谷883番2地先まで
西南 4 - 290号線	新潟市明田字前谷911番1地先から 新潟市明田字前谷873番1地先まで
西南 4 - 291号線	新潟市明田字上谷466番1地先から 新潟市明田字上谷496番2地先まで
西南 4 - 292号線	新潟市明田字上谷495番2地先から 新潟市明田字上谷508番地先まで
西 2 - 269号線	新潟市五十嵐二の町7761番6地先から 新潟市五十嵐二の町7761番36地先まで
西 4 - 164号線	新潟市坂井三丁目1071番2地先から 新潟市坂井三丁目1075番10地先まで
西 4 - 165号線	新潟市坂井東五丁目1165番10地先から 新潟市坂井東五丁目198番5地先まで
西 4 - 166号線	新潟市坂井東五丁目1930番5地先から 新潟市坂井東五丁目1923番9地先まで
西 4 - 167号線	新潟市坂井東五丁目1932番3地先から 新潟市坂井東五丁目1921番4地先まで
西 6 - 23号線	新潟市亀貝字前田37番地先から 新潟市亀貝字堤512番6地先まで
西 6 - 54号線	新潟市新田字浜野194番1地先から 新潟市新田字浜野212番5地先まで
西 6 - 55号線	新潟市新田字浜野1030番地先から 新潟市新田字浜野943番1地先まで
西 7 - 134号線	新潟市小新西二丁目2690番1地先から 新潟市小新西二丁目2558番3地先まで
西 7 - 135号線	新潟市小新西一丁目1080番24地先から 新潟市小新西一丁目1080番27地先まで
中央 2 - 176号線	新潟市関屋大川前一丁目2143番39地先から 新潟市関屋大川前一丁目2143番38地先まで
南 2 - 7号線	新潟市幸西三丁目248番3地先から 新潟市幸西四丁目273番10地先まで
南 4 - 118号線	新潟市新和二丁目173番6地先から 新潟市新和二丁目143番31地先まで
南 7 - 357号線	新潟市鳥屋野字中沼411番10地先から 新潟市鳥屋野字中沼411番4地先まで
南 8 - 283号線	新潟市酒屋町字屋敷付863番8地先から 新潟市酒屋町字屋敷付821番26地先まで
南 8 - 284号線	新潟市酒屋町字屋敷付863番3地先から 新潟市酒屋町字屋敷付863番8地先まで
南 8 - 285号線	新潟市酒屋町字屋敷付863番9地先から 新潟市酒屋町字屋敷付863番15地先まで
東 2 - 117号線	新潟市宝町37番58地先から 新潟市宝町37番286地先まで
東 5 - 215号線	新潟市牡丹山三丁目10番3地先から 新潟市牡丹山三丁目10番24地先まで
東 5 - 216号線	新潟市上木戸四丁目1048番1地先から 新潟市はなみずき一丁目102番7地先まで

東 9 - 85号線	新潟市北山字屋敷付778番1地先から 新潟市北山字前山44番地先まで
東 9 - 149号線	新潟市丸山字清水が丘116番地先から 新潟市丸山字清水が丘102番地先まで
北 3 - 35号線	新潟市松浜本町一丁目3303番1地先から 新潟市松浜本町一丁目3141番9地先まで
北 7 - 76号線	新潟市濁川字浦通611番4地先から 新潟市濁川字浦通620番2地先まで
黒 崎 1 - 33号線	新潟市山田字中道上の東3303番地先から 新潟市山田字中道上の東46番地先まで

新潟市告示第309号

市道路線の一部供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の一部供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成16年10月1日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路線名	区 間	一部供用 開始年月日
太平岡山線 2号線	新潟市松崎字居浦郷1469番1地先から 新潟市松崎字東493番地先まで	平成16年 10月1日
黒 崎 1 - 30号線	新潟市山田字中道下の東3303番8地先から 新潟市山田字下郷238番2地先まで	

新潟市告示第310号

身体障害者福祉法による医師の指定および辞退
について

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定に基づき、次のとおり医師を指定したので告示します。

また、同法施行令(昭和25年政令第78号)第1条の2、第2項の規定により、下記の指定医師は、その指定を辞退したのであわせて告示します。

平成16年10月4日

新 潟 市 長 篠 田 昭

指 定

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所 在 地	指 定 年月日
木村 洋	耳 鼻 咽 喉 科	耳鼻咽喉科 木村医院	新潟市寄居町 4585	平成16年 9月1日
城倉雅次	整形外科	桑名病院	新潟市河渡甲 140	平成16年 9月1日
森田幸太郎	脳 神 経 外 科	桑名病院	新潟市河渡甲 140	平成16年 9月1日
畠野達郎	内 科	桑名病院	新潟市河渡甲 140	平成16年 9月1日
伊藤一寿	内 科	新潟市民病院	新潟市紫竹山2 - 6 - 1	平成16年 9月1日
横田さおり	内 科	新潟市民病院	新潟市紫竹山2 - 6 - 1	平成16年 9月1日
宮尾益道	耳 鼻 咽 喉 科	新潟大学医学 総合病院	新潟市旭町通1 - 754	平成16年 9月1日
坂井健二	神経内科	新潟脳外科病院	新潟市山田3057	平成16年 9月1日

辞 退

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所 在 地	辞 退 年月日
池田 純	眼 科	県立加茂病院	加茂市青海町 1 - 9 - 1	平成16年 9月1日
金澤雅人	神経内科	佐渡総合病院	佐渡市千種113 - 1	平成16年 9月1日
畑瀬哲尚	眼 科	県立十日町病院	十日町市大字高 山32 - 9	平成16年 9月1日

新潟市告示第311号

決算の要領について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により平成15年度新潟市企業会計の決算の要領を次のとおり告示します。

平成16年10月6日

新 潟 市 長 篠 田 昭

平成15年度新潟市病院事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	合 計			
第1款 市民病院事業収益	15,238,288,000	207,903,000	円	15,030,385,000	15,358,962,752	円 328,577,752	仮受消費税及び 地方消費税 17,290,194円)
第1項 医療業収益	13,671,948,000	308,134,000		13,363,814,000	13,720,561,108	円 356,747,108	仮受消費税及び 地方消費税 11,197,248円)
第2項 医療外収益	1,544,340,000	100,231,000		1,644,571,000	1,612,377,968	円 32,193,032	仮受消費税及び 地方消費税 5,952,989円)
第3項 特別利益	22,000,000			22,000,000	26,023,676	円 4,023,676	仮受消費税及び 地方消費税 139,957円)
第2款 大山台診療所事業収益	208,827,000	2,505,000		206,322,000	194,988,085	円 11,333,915	仮受消費税及び 地方消費税 411,111円)
第1項 医療業収益	108,811,000			108,811,000	100,839,352	円 7,971,648	仮受消費税及び 地方消費税 402,687円)
第2項 医療外収益	99,715,000	2,505,000		97,210,000	94,030,150	円 3,179,850	仮受消費税及び 地方消費税 7,114円)
第3項 特別利益	301,000			301,000	118,583	円 182,417	仮受消費税及び 地方消費税 1,310円)

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額		
第1款 市民病院事業費用	15,238,288,000	207,903,000	円	円	円	15,030,385,000	円	174,224,498	仮払消費税及び 地方消費税 296,076,752円)
第1項 医療業費用	14,955,904,000	207,903,000		47,464,000		14,700,537,000		170,142,372	仮払消費税及び 地方消費税 295,949,261円)
第2項 医療外費用	192,284,000					192,284,000		3,081,517	仮払消費税及び 地方消費税 127,491円)
第3項 特別損失	89,100,000			47,464,000		136,564,000		609	仮払消費税及び 地方消費税
第4項 予備費	1,000,000					1,000,000	0	1,000,000	
第2款 大山台診療所事業費用	208,827,000	2,505,000				206,322,000		11,333,915	仮払消費税及び 地方消費税 2,687,333円)
第1項 医療業費用	199,654,000	2,505,000				197,149,000		10,817,485	仮払消費税及び 地方消費税 2,687,333円)
第2項 医療外費用	8,572,000					8,572,000		11,312	
第3項 特別損失	301,000					301,000	95,882	205,118	
第4項 予備費	300,000					300,000	0	300,000	

2. 資本的収入及び支出
収入

区 分	予 算				額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	考 備
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額に係る財源 充当額	継続費通次繰 越額に係る財 源充当額	合 計			
第1款 市民病院資本的収入	1,073,531,000	10,621,000	1,084,152,000			1,084,152,000	1,007,242,612	76,909,388	
第1項 企業 債 金	734,900,000		734,900,000			734,900,000	673,400,000	61,500,000	
第2項 補助 金	8,720,000	14,673,000	23,393,000			23,393,000	14,665,247	8,727,753	
第3項 負担金交付金	329,911,000	4,052,000	325,859,000			325,859,000	318,313,365	7,545,635	
第4項 貸付金返還金	0	0	0			0	864,000	864,000	
第2款 大山台診療所資本的収入	15,465,000		15,465,000			15,465,000	15,460,105	4,895	
第1項 負担金交付金	15,465,000		15,465,000			15,465,000	15,460,105	4,895	

支 出

区 分	予 算				額		決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		不 用 額	考 備
	当初予算額	補正予算額	流用 増減 額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額		合 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額		
第1款 市民病院資本的支出	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1項 建設改良費	1,320,330,000	6,568,000		1,326,898,000		900,000	1,327,798,000			93,664,833	底金消費税及び 地方消費税
第2項 企業債償還金	918,397,000	6,568,000		924,965,000	900,000	900,000	925,865,000			93,663,893	底金消費税及び 地方消費税
	401,933,000			401,933,000			401,933,000			940	
第2款 大山台診療所資本的支出	15,465,000			15,465,000			15,465,000			4,895	底金消費税及び 地方消費税
第1項 建設改良費	277,000			277,000			277,000			4,000	底金消費税及び 地方消費税
第2項 企業債償還金	15,188,000			15,188,000			15,188,000			895	底金消費税及び 地方消費税

資本的収入額が資本的支出額に不足する額226,890,555円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額891,535円及び過年度損益勘定留保資金225,999,020円で補てんした。

平成15年度新潟市水道事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 事業収入	12,932,045,000	0	12,932,045,000	0	0	12,932,045,000	76,171,688	
第1項 営業収入	11,989,527,000	0	11,989,527,000	0	0	11,989,527,000	170,080,613	(うち 低価格購入及び 地方消費税 514,690,931円)
第2項 営業外収入	942,516,000	0	942,516,000	0	0	942,516,000	82,511,734	(うち 低価格購入及び 地方消費税 13,747,318円)
第3項 特別利益	2,000	0	2,000	0	0	2,000	11,397,191	(うち 低価格購入及び 地方消費税 42,501円)

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	翌年度繰越額			備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	継続費通 次繰越額	合 計	
第1款 事業費用	10,240,570,000	36,246,000	0	0	0	10,204,324,000	0	0	95,362,575	573,277,079
第1項 営業費用	8,889,597,000	90,294,000	0	0	0	8,799,303,000	0	0	95,362,575	553,137,563
第2項 営業外費用	1,329,015,000	54,048,000	0	0	0	1,383,063,000	0	0	0	6,615,180
第3項 特別損失	16,958,000	0	0	0	0	16,958,000	0	0	0	8,524,336
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	0	0	5,000,000

(うち 低価格購入及び
地方消費税 10,110,293円)
(うち 低価格購入及び
地方消費税 3,328,500円)
(うち 低価格購入及び
地方消費税 396,630円)

2. 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定に係る財源 充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	5,197,639,000	973,013,000	4,224,626,000	0	93,000,000	4,317,626,000	121,623,567	
第1項 企業補助金	3,935,000,000	799,000,000	3,136,000,000	0	69,000,000	3,205,000,000	0	
第2項 国庫補助金	247,362,000	25,013,000	222,349,000	0	0	222,349,000	226	
第3項 出資	346,000,000	149,000,000	197,000,000	0	24,000,000	221,000,000	1,000,000	
第4項 固定資産売却代金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	538,026	(うち 仮受消費税及び 地方消費税 18,375円)
第5項 工事負担金	7,350,000	0	7,350,000	0	0	7,350,000	2,503,116	(うち 仮受消費税及び 地方消費税 119,196円)
第6項 消火栓設置負担金	59,494,000	0	59,494,000	0	0	59,494,000	48,039,673	
第7項 補償金	319,477,000	0	319,477,000	0	0	319,477,000	214,911,408	
第8項 共同施設改良負担金	1,946,000	0	1,946,000	0	0	1,946,000	1,650,984	
第9項 投資償還金	281,000,000	0	281,000,000	0	0	281,000,000	295,016	(うち 仮受消費税及び 地方消費税 78,618円)

支 出

区 分	予 算					決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業 法第26条の規 定に係る繰越額	合 計	継続費通次 繰越額	合 計	
第1款 資本的支出	9,229,016,000	1,157,095,000	0	0	27,626,626	7,558,077,732	76,086,750	93,285,757	
第1項 建設改良費	8,049,532,000	1,157,095,000	0	0	27,626,626	6,378,594,067	76,086,750	93,285,757	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 26,713,894円)
第2項 企業償還金	1,179,484,000	0	0	0	0	1,179,483,665	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,362,075,299円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額286,497,705円、当年度損益勘定留保資金2,158,117,361円、減価償立金115,258,000円、建設改良積立金802,202,233円で補てんした。

平成15年度新潟市公営企業会計決算審査意見

第 1 審査の対象

平成15年度新潟市病院事業会計決算

平成15年度新潟市水道事業会計決算

平成15年度新潟市各事業会計決算に関する証書類、
事業報告書及び政令で定めるその他の書類

第 2 審査の期間

平成16年 6 月 1 日から平成16年 7 月27日

第 3 審査の方法

- 1 審査は、各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びにその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、主として年度比較によって事業の推移を把握し、その経営の内容を分析した。
- 2 審査にあたっては、決算書類と会計諸帳簿、証書類との照合、実地審査及び事業関係者に対する質問等の方法により行った。

第 4 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。

第 5 所 見

1 病院事業会計

(1) 新潟市民病院について

当年度の業務状況については、入院部門は一般病床706床、感染症病床18床の計724床で、外来部門は月曜日から金曜日までの週5日制で、それぞれ業務を行った。

建設改良工事としては重症急性呼吸器症候群（SARS）等に対応する外来診察施設の整備を行った。また、医療機器等の整備については、白内障手術装置の更新等を行うとともに高度医療機器である磁気共鳴画像診断装置（MRI）等についてはリース契約により整備を行っている。

ア 利用概況

当年度の延利用患者数は54万5,554人（前年度比較 3,267人、0.6%減）で、このうち入院患者は23万2,696人（同 515人、0.2%減）、外来患者は31万2,858人（同 2,752人、0.9%減）であった。

また、入院患者の1日平均は635.8人（前年度比較3.1人減）、病床利用率は90.1%（同0.4ポイント減）で、外来患者の1日平均は、1,271.8人（同16.4人減）となった。

なお、感染症の入院患者はいなかった。

イ 経営状況

当年度の経営収支をみると、事業収益は153億4,167万円、事業費用は148億7,585万円で、差し引き 4 億6,581万円の純利益を計上した。この純利益を全額前年度からの繰越欠損金の処理に充てたことにより、翌年度への繰越欠損金は63億6,111万円に減少している。一方、医業収支は、医業収益が137億936万円、医業費用が142億3,444万円で、医業損失は前年度より 4 億7,030万円少ない5億2,508万円となっている。

なお、看護専門学校廃止により、当年度から附帯事業の収支計上がなくなった。

各種分析比率については、まず、経営活動の成果を表す比率をみると、総収益と総費用の対比を示す総収支比率は103.1%（前年度比較3.4ポイント増）経常的な収益と費用の対比を示す経常収支比率は103.9%（同3.6ポイント増）、医業収支比率は96.3%（同3.3ポイント増）と上昇している。

次に、資金繰りを表す比率についてみると、200%以上が理想値とされる流動比率は468.0%（同84.9ポイント増）、100%以上が理想値とされる当座比率は465.4%（同84.3ポイント増）、20%以上が理想値とされる現金預金比率は198.3%（同35.7ポイント増）といずれも上昇している。

ウ む す び

当年度は、地域の中核病院として前年度に引き続き他の医療機関との連携を進めながら、救急医療、高度医療や感染症への対応を行うとともに、外部からの看護実習生の受入など医療スタッフの人材育成なども行い、自治体病院としての役割を果たし、市民の福祉の増進に努力をしていることが認められた。

また、平成16年2月に地域医療支援病院としての承認を受けたことから、今後は地域医療連携の要として他の病院からの紹介患者の受入や救急医療に更に力を注ぐことにより、市民に対してより効率的で適切な医療の提供ができる医療体制の実現に寄与していくことが望まれる。

経営状況については、当年度は前年度と比べて患者数は減ったものの、入院収益をはじめとする医業収益は大幅に増加している。一方、医業費用は診療材料費や薬品費、医療機器の賃借料などが増加したが、給与改定などによる給与費の減少や減価償却費の減少に加えて委託契約の見直しなどによる経費の削減などにも努めた結果、医業損失が大幅に縮小し、純利益は過去最高の4億6,581万円となった。

財政状態については、新病院建設事業などにか

かる企業債の発行により借入資本金が増加した一方で、純利益分繰越欠損金が減少している。また、現金預金及び入院収益の未収金など流動資産が増加したことなどにより、流動比率など資金の短期流動性を示す各比率は上昇したが既に必要な水準を十分満たしている。内部留保金についても前年度に比べて更に増加している。

以上のとおり当年度の決算は良好なものであったが、更に患者サービスの向上に努めるとともに、なお一層の職員の研究研修などにより医療の質の向上を図り、各部門ごとのコスト分析を行うことにより経営の効率化改善を推進していくことを望むものである。

なお、病院では安全管理のための組織を設置するなど事故の防止に努めているところであるが、当年度も前年度に引き続き医療事故に対する賠償金の支払があった。また、コンピューターシステムの不備により過年度に生じた医療費の請求誤りについても事務処理を継続中である。

今後とも一層安全で良質な患者本位の医療サービスの提供に努め、事務的にも適切に対応するとともに、市民の信頼と期待に応えられるよう、引き続き努力をされたい。

(2) 附属大山台診療所について

当年度の業務状況については、入院部門は一般病床19床で、外来部門は市民病院同様、週5日制でそれぞれ業務を行った。

年間利用患者数は入院患者5,379人、外来患者9,433人で、利用患者数の対前年度比較では、入院患者は121人の増、外来患者は283人の減となった。また、1日平均利用状況は、入院患者14.7人、外来患者38.3人で、病床利用率は77.4%(前年度比較1.6ポイント増)であった。

経営状況については、医業収益が外来収益の減などにより1億43万円(前年度比較340万円減)であるのに対し、医業費用は1億8,364万円(同639万円減)であり、8,320万円(同299万円減)の医業損失を生じたが、一般会計繰入金を含めた事業収支全体では、差引きゼロであった。

以上のように、当年度は入院患者数が増えたものの外来患者数は減少し、入院収益、外来収益とも前年度より減少し、運営に係る収支不足額として9,383万円を一般会計から受け入れており、経営状況は依然として厳しい状況であった。

当診療所は、平成16年度末をもって閉院する予定であるが、関係者の理解を得ながら円滑に手続きが進められていくことを望むものである。

2 水道事業会計

当年度の業務状況については、給水人口が51万5,489人で、前年度に比べ1,685人(0.3%)の増、給水戸数は19万5,535戸で前年度に比べ2,492戸(1.3%)の増とそれぞれ増加しており、普及率は99.7%であった。

建設改良事業については、平成12年度から継続している(仮称)信濃川浄水場建設工事を進めるとともに、老朽管の取り替えや配水管幹線の整備等も積極的に行い、太郎代地区についても配水管を布設し、給水を開始している。

(1) 利用概況

年間総配水量は、7,435万7,165^mで前年度に比べ123万5,695^m(1.6%)減少している。

有収率は95.19%で0.18ポイント低下している。また、施設利用率は56.4%で前年度に比べ1.1ポイント、最大稼働率は66.1%で4.1ポイント低下した。

(2) 経営状況

当年度の経営収支をみると、事業収益は123億2,739万円、事業費は92億9,890万円で30億2,848万円の純利益を計上し、これを減債積立金に1億5,142万円、建設改良積立金に8億7,706万円それぞれ処分を予定し20億円は翌年度繰越利益剰余金としている。

各種分析比率については、まず、経営活動の成果を表す比率についてみると、総収益と総費用の対比を示す総収支比率は132.6%(前年度比較8.7ポイント増)、経常的な収益と費用の対比を示す経常収支比率は132.6%(同9.0ポイント増)、営業収支比率は141.6%(同4.6ポイント増)でいずれも前年度に比べ上昇している。

次に、資金繰りを表す比率についてみると、200%以上が理想値とされる流動比率は201.0%(同22.9ポイント増)となり、100%以上が理想値とされる当座比率は198.2%(同23.2ポイント増)、20%以上が理想値とされる現金預金比率は171.7%(同21.2ポイント増)といずれも前年度に比べ上昇している。

また、料金収入に対していくらの企業債元利償還金があるかを示す企業債元利償還金対料金収入比率は23.1%(同0.2ポイント増)となっている。

(3) む す び

当年度は、(仮称)信濃川浄水場建設事業の配水ポンプ場築造工事及び配水一次処理施設築造工事を完成させるとともに、配水管整備事業や老朽管改良事業などの推進に努め、給水の円滑、安定化を図るなど積極的に事業を実施していることが認められた。

経営状況については、営業収支についてみると配水量の減少に伴い、給水収益が減少したことなどから営業利益は前年度と比べて2億666万円の減となった一方で、薬品費や修繕費などが減少したほか設計積算CADシステムの導入などにより職員数

を減少させたことや委託契約の見直しなど費用の削減に努めた結果、営業費用は4億2,360万円の減となり、営業利益は2億1,694万円増加している。

事業全体では、当年度は5億8,932万円のガス事業清算事業会計からの繰入金があったことなどから前年度と比べて事業収益は3億7,802万円の増となった一方で、事業費は前年度と比べて3億4,531万円の減となり、純利益は前年度と比べて7億2,333万円の増となっている。

財政状態については、資本についてみると(仮称)信濃川浄水場建設事業に係る企業債の発行により借入資本金が20億2,551万円と大幅に増加しているが、当年度の純利益が増えたことにより利益剰余金も21億1,102万円増加している。また、流動負債は前年度と比べ未払金が9億9,065万円増加したものの、流動資産も現金預金が28億3,601万円増加したことにより、流動比率は上昇し、良好な水準にあるといえる。

当年度は、前年度に比べ営業収益は減少したものの、入札制度の改革に取り組むなど業務の適正化を図るとともに人件費を削減するなど経費の削減に努め、また、コンビニエンスストアでの水道料金の収納を始めるなど利用者に対するサービスの向上にも努めていることが認められた。

配水量が実質9年連続して減少し、今後も大幅な給水収益の増加は期待できない状況であり、依然として厳しい経営環境にあるが、更に経営の健全化に努めるとともに、引き続き災害に備えた対応や安全な水の供給と安定給水を確保されるよう望むものである。

なお、近隣市町村との合併に伴い、当事業も格段に広域化することから、今後は長期的視点に立って、より一層効率的な事業の運営や施設の活用にも努められたい。

新潟市告示第312号

予算の要領について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により平成16年度新潟市一般会計及び特別会計の各補正予算の要領を次のとおり告示します。

平成16年10月6日

新潟市長 篠田 昭

平成16年度新潟市一般会計補正予算（第3号）

平成16年度新潟市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ550,209千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195,486,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		80,758,258	372,196	80,386,062
	1 市 民 税	30,711,167	372,196	30,338,971
9 地 方 交 付 税		23,600,000	292,886	23,307,114
	1 地 方 交 付 税	23,600,000	292,886	23,307,114
14 国 庫 支 出 金		20,008,748	6,029	20,014,777
	2 国 庫 補 助 金	4,905,255	6,029	4,911,284
15 県 支 出 金		3,987,353	86,987	4,074,340
	2 県 補 助 金	1,567,491	67,500	1,634,991
	3 委 託 金	1,021,416	19,487	1,040,903
20 諸 収 入		13,772,711	1,657	13,774,368
	2 貸付金元利収入	13,419,349	1,276	13,420,625
	3 受託事業収入	9,631	226	9,857
	4 雑 入	244,081	155	244,236
21 市 債		27,262,500	20,200	27,282,700
	1 市 債	27,262,500	20,200	27,282,700
歳 入 合 計		196,036,288	114,873,665,082	195,486,079

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		17,554,481	65,934	17,620,415
	1 総務管理費	13,569,269	46,447	13,615,716
	4 選挙費	410,557	19,487	430,044
3 民生費		48,550,837	17,152,723,295	47,844,694
	3 障害福祉費	5,785,935	17,152	5,803,087
	5 老人福祉費	11,426,541	723,295	10,703,246
6 農林水産業費		3,075,580	90,000	3,165,580
	3 水産業費	422,264	90,000	512,264
歳出合計		196,036,288	173,086,723,295	195,486,079

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新潟太陽福祉会知的障害者更正施設建設資金償還金	平成17年度から 平成36年度まで	53,940

第3表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁港整備事業費	45,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	65,200	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

平成16年度新潟市老人保健事業会計補正予算（第2号）

平成16年度新潟市の老人保健事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,735千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,354,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		9,677,450	582,452	10,259,902
	1 国庫負担金	9,670,778	582,452	10,253,230
3 県支出金		2,417,695	144,578	2,562,273
	1 県負担金	2,417,695	144,578	2,562,273
4 繰入金		2,343,006	723,295	1,619,711
	1 一般会計繰入金	2,343,006	723,295	1,619,711
歳入合計		39,350,278	727,030 723,295	39,354,013

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		9,481	3,735	13,216
	1 償還金	9,481	3,735	13,216
歳出合計		39,350,278	3,735	39,354,013

新潟市告示第313号

放置自転車等の撤去、保管について
新潟市自転車等放置防止条例第9条第2項の規定により、放置自転車等を下記のとおり撤去し、保管したので同条例第11条第1項の規定により告示する。

- 平成16年10月8日
- 新 潟 市 長 篠 田 昭
- 1 放 置 場 所 新潟駅万代口周辺
- 2 撤 去 台 数 自転車 146台
- 3 撤 去 年 月 日 平成16年9月1日から
平成16年9月30日まで
- 4 保 管 返 還 場 所 自転車等保管所
(新潟市花園2丁目54番地先)
- 5 保 管 期 間 平成16年10月9日から
平成17年4月8日まで
- 6 返還日及び時間 月曜日から金曜日（ただし、国民
の祝日に関する法律に規定する休

日及び12月29日から翌年の1月3
日までの日は除く。）
午前9時から午後5時まで。

- 7 返還に必要なもの
- (1) 運転免許証、健康保険証、その他身分を証明できるもの。
- (2) 自転車等の鍵又は保証書、その他返還を受けようとする自転車等の利用者等であることを証明できるもの。
- (3) 印鑑。
- (4) 撤去保管に要する費用
自転車 1,000円

なお、この告示にかかる自転車等で、上記保管期間経過後においても利用者等の引取がないものは、新潟市自転車等放置防止条例第11条第2項の規定に基づき、本市において処分する。

新潟市告示第314号

指定居宅支援事業者の指定について

身体障害者福祉法第17条の4第1項(昭和24年法律第283号)の規定により指定居宅事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により下記のとおり告示する。

平成16年10月12日

新潟市長 篠田 昭

事業者 の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援 の種類	指 定 年月日
新潟医療 生活協同組合	新潟医療生活協同組合 訪問介護 センターすみれ	新潟市東中野山6 丁目17番5号	居宅介護	平成16年 7月1日
信越ユニオン 株式会社	信越ユニオン 株式会社 ハンド・ハンド	新潟市文京町6番 27号田崎ビル	居宅介護	平成16年 7月1日
株式会社 コムスン	株式会社コムスン ときめきケアセンター	新潟市山田3104	居宅介護	平成16年 8月1日
株式会社 コムスン	株式会社コムスン 沼垂ケアセンター	新潟市中山6丁目 4番12号パレス21 1階	居宅介護	平成16年 9月1日

新潟市告示第315号

指定居宅支援事業者の指定について

児童福祉法第21条の10第1項(昭和22年法律第164号)の規定により指定居宅事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により下記のとおり告示する。

平成16年10月12日

新潟市長 篠田 昭

事業者 の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援 の種類	指 定 年月日
特定非営利 活動法人 自立生活 センター新潟	特定非営利活動法人 自立生活センター 新潟	新潟市寺尾台1丁 目3番22号	居宅介護	平成16年 4月1日
信越ユニオン 株式会社	信越ユニオン 株式会社 ハンド・ハンド	新潟市文京町6番 27号田崎ビル	居宅介護	平成16年 7月1日
社会福祉法人 新潟太陽福祉会	新潟東自閉症・知的 障害支援セン ターおれんじぼー と：太陽の家	新潟市太夫浜字上 浜山1522番地6	児童短期 入所	平成16年 7月16日
株式会社 コムスン	株式会社コムスン ときめきケアセンター	新潟市山田3104	居宅介護	平成16年 8月1日
株式会社 コムスン	株式会社コムスン 沼垂ケアセンター	新潟市中山6丁目 4番12号パレス21 1階	居宅介護	平成16年 9月1日

新潟市告示第316号

指定居宅支援事業者の指定について

知的障害者福祉法第15条の5第1項(昭和35年法律第37号)の規定により指定居宅事業者を指定したので、同

法第15条の23の規定により下記のとおり告示する。

平成16年10月12日

新潟市長 篠田 昭

事業者 の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援 の種類	指 定 年月日
特定非営利 活動法人 自立生活 センター新潟	特定非営利活動法人 自立生活センター 新潟	新潟市寺尾台1丁 目3番22号	居宅介護	平成16年 4月1日
社会福祉法人 更生慈仁会	テイクオフ	新潟市上新栄町5 丁目11番32号	知的障害者 地域生活 援助	平成16年 4月1日
信越ユニオン 株式会社	信越ユニオン 株式会社 ハンド・ハンド	新潟市文京町6番 27号田崎ビル	居宅介護	平成16年 7月1日
社会福祉法人 新潟太陽福祉会	新潟東自閉症・知的 障害支援セン ターおれんじぼー と	新潟市太夫浜字下 浜山675番地	知的障害者 デイ サービス	平成16年 7月16日
社会福祉法人 新潟太陽福祉会	新潟東自閉症・知的 障害支援セン ターおれんじぼー と：太陽の家	新潟市太夫浜字上 浜山1522番地	知的障害者 短期入所	平成16年 7月16日
株式会社 コムスン	株式会社コムスン ときめきケアセンター	新潟市山田3104	居宅介護	平成16年 8月1日
株式会社 コムスン	株式会社コムスン 沼垂ケアセンター	新潟市中山6丁目 4番12号パレス21 1階	居宅介護	平成16年 9月1日

新潟市告示第317号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第318号

結核予防法による医療機関の辞退について

結核予防法第36条第4項の規定に基づき、下記の医療機関は、その指定を辞退したので結核予防法施行令第2条の6により告示する。

平成16年10月13日

新潟市長 篠田 昭

記

名 称	開 設 者	所 在 地	辞退年月日
ふるまち 調剤薬局	八 木 隆	新潟市東堀通11 番町1751番地	平成16年 9月19日
山東医院	恵 京 仔	新潟市関屋田町 1丁目7番2号	平成16年 9月30日
山東第二 医院	恵 京 仔	新潟市紫竹山1 丁目3番25号	平成16年 9月30日

新潟市告示第319号

結核予防法による医療機関の指定について
結核予防法第36条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定したので結核予防法施行令第2条の6により告示する。

平成16年10月13日

新 潟 市 長 篠 田 昭
記

名 称	開 設 者	所 在 地	指定年月日
たけうち小児クリニック	竹 内 菊 博	新潟市鏡2丁目14番32号	平成16年9月17日
ふるまち調剤薬局	八 木 隆	新潟市古町通10番町1712番地	平成16年9月17日
あぶみ薬局	有限会社ケンユウ	新潟市鏡2丁目14番31号	平成16年9月22日
山東医院	医療法人社団 山東医院	新潟市関屋田町1丁目7番2号	平成16年10月1日
山東第二医院	医療法人社団 山東医院	新潟市紫竹山1丁目3番25号	平成16年10月1日

新潟市告示第320号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第8条および同法施行令第12条第4項の規定に基づき告示します。

平成16年10月14日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 職権消除日

平成16年10月8日

2 職権消除対象者の住所・指名

別紙名簿のとおり

職権消除対象者名簿一覧表

	住 所	氏 名
1	新潟市石山5丁目5番2号	馬場レエ子
2	新潟市女池153番地1	内 山 貞 夫
3	新潟市坂井東4丁目31番10号	稲 田 啓 治

新潟市告示第321号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第322号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第323号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第324号

新潟市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により告示する。

なお、同計画は次の場所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年10月15日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 新潟市農用地利用集積計画を備え置く場所

新潟市役所

産業経済局 農林水産部 農業振興課

（新潟市学校町通1番町602番地1）

新潟市告示第325号

市道区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道区域を次のように決定する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成16年10月18日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路線名	区 間	敷 地 の	
		幅員(m)	延長(m)
北 3 - 114号線	新潟市松浜本町三丁目3081番1地先から 新潟市松浜本町三丁目3077番1地先まで	4 0 ～ 6 5	27 5

新潟市告示第326号

市道区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道区域を次のように変更する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成16年10月18日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
西南7 - 1号線	新潟市金巻新田字上谷地64番1地先から 新潟市金巻新田字上谷地52番地先まで	前	3 0 ～ 4 5	121 2
		後	3 0 ～ 11 0	121 2
北 3 - 18号線	新潟市松浜本町三丁目3059番2地先から 新潟市松浜本町三丁目3059番2地先まで	前	2 1 ～ 3 0	4 3
		後	2 8 ～ 4 3	4 3

新潟市告示第327号線

市道路線の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成16年10月18日

新潟市長 篠田 昭

路線名	区 間	供用開始年月日
北 3 - 1 8 号 線	新潟市松浜本町三丁目3059番2地先から 新潟市松浜本町三丁目3059番2地先まで	平成16年 10月18日
北 3 - 1 1 4 号 線	新潟市松浜本町三丁目3081番1地先から 新潟市松浜本町三丁目3077番1地先まで	

新潟市告示第328号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第329号

新潟市ラブホテル建築等規制指導要綱を廃止する要綱の制定について
新潟市ラブホテル建築等規制指導要綱を廃止する要綱を制定したので告示する。

平成16年10月19日

新潟市長 篠田 昭

新潟市ラブホテル建築等規制指導要綱を廃止する要綱
新潟市ラブホテル建築等規制指導要綱(昭和59年2月15日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

新潟市告示第330号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第331号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第332号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第333号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第334号

放置自転車等の撤去、保管について

新潟市自転車等駐車場条例第12条第1項の規定により、放置自転車等を下記のとおり撤去し、保管したので、同条第12条第2項の規定により告示する。

平成16年10月27日

新潟市長 篠田 昭

- 1 放 置 場 所 白山駅前、小針駅前第2、寺尾駅前第1、寺尾駅前第2、寺尾駅北口、新潟大学前駅前第1、新潟大学前駅前第2、新潟大学前駅前第3自転車駐車場
- 2 撤 去 台 数 自転車 440台
- 3 撤 去 年 月 日 平成16年9月28日から
平成16年10月13日まで
- 4 保 管 返 還 場 所 西土木事務所
- 5 保 管 期 間 平成16年10月28日から
平成17年4月27日まで
- 6 返還日及び時間 平成16年12月17日から
平成16年12月18日の2日間
午前9時00分から午後5時00分
- 7 返還に必要なもの

- (1) 運転免許書、健康保険証その他身分を証明できるもの
- (2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者であることを証明できるもの。
- (3) 印鑑
- (4) 撤去保管に要する費用
自転車 1,000円

なお、この告示にかかる自転車等で、上記保管期間経過後においても利用者等の引取りがないものは、新潟市自転車等駐車場条例第12条第3項の規定に基づき、本市において処分する。

新潟市告示第335号

生活保護法による医療機関の指定申請について
(告示)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(第55条において準用する同法第49条)の規定により、指定医療機関等を指定し次のとおり告示する。

平成16年10月29日

新潟市長 篠田 昭

名 称	所 在 地	指定年月日
A . L . L 有 限 会 社 ふれあい心のサービス	新潟市礎町通3ノ町2139番地 陸王レジデンス1階	平成16年 10月1日
ラ イ オ ン 歯 科	新潟市松崎455	平成16年 10月1日

こどもクリニック か ん と う	新潟市山田392	平成16年 10月22日
大 橋 み な こ キッズクリニック	新潟市川岸町2丁目 8番17	平成16年 10月18日
石 井 歯 科 医 院	新潟市西堀通五番町 855 日東ビル3階	平成16年 10月12日
松 田 内 科 医 院	新潟市白山浦1 - 24 8 - 20	平成16年 10月1日
山 東 第 二 医 院	新潟市紫竹山1丁目 3番25号	平成16年 10月1日
山 東 医 院	新潟市関屋田町1丁 目7番2号	平成16年 10月1日
や ま だ 薬 局	新潟市山田393	平成16年 10月22日

新潟市告示第336号

生活保護法による医療機関の廃止届について
(告示)

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項の規定により、指定医療機関等から廃止した旨の届出があったことを次のとおり告示する。

平成16年10月29日

新 潟 市 長 篠 田 昭

名 称	所 在 地	廃止年月日
山 東 第 二 医 院	新潟市紫竹山1丁目 3番25号	平成16年 9月30日
石 井 歯 科 医 院	新潟市西堀前通7番 町923西堀ノア2F	平成16年 10月8日
倉 島 医 院	新潟市営所通1番町 309	平成16年 9月30日
松 田 内 科 医 院	新潟市白山浦1丁目 248 - 20	平成16年 8月31日
山 東 医 院	新潟市関屋田町1丁 目7 - 2	平成16年 9月30日

新潟市告示第337号

生活保護法による介護機関の指定申請について
(告示)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を指定し、次のとおり告示する。

平成16年10月29日

新 潟 市 長 篠 田 昭

事業所の名称	所 在 地	指定した居宅 サービスの種類	指 定 年月日
グ ル ー プ ホ ー ム 大 形	新潟市海老ヶ瀬新 町3 - 93	痴呆対応型 共同生活介護	平成16年 9月1日
あ ぶ み 薬 局	新潟市鐙2丁目14 番31号	居宅療養管理 指導	平成16年 9月10日

猿ヶ馬場デイ サービスセンター ふ れ あ い	新潟市猿ヶ馬場2 丁目12番17号	通所介護	平成16年 10月1日
や ま だ 薬 局	新潟市山田393	居宅療養管理 指導	平成16年 10月21日

教育委員会規則

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの
管理に関する規則をここに公布する。

平成16年10月6日

新潟市教育委員会

委 員 長 小 池 泰 子

新潟市教育委員会規則第14号

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習セン
ターの管理に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、新潟市長から委任を受けた新潟市
生涯学習センター(以下「センター」という。)の管理
に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請)

第2条 新潟市生涯学習センター条例(平成16年新潟市
条例第35号。以下「条例」という。)第3条第1項の規
定によりセンターの利用の許可を受けようとするもの
は、別記様式第1号による利用許可申請書を教育委員
会に提出しなければならない。

2 前項に規定する利用許可申請書の受付期間は、利用
開始日の2月前の日が属する月の初日から利用開始日
の3日前までとする。ただし、教育委員会が特別の理
由があると認める場合は、この限りでない。

(利用の変更許可申請等)

第3条 条例第3条第2項の規定によりセンターの利用
の変更の許可を受けようとするもの又は条例第5条の
規定によりセンターの利用の取止めの申出をしようと
するものは、別記様式第2号による利用変更許可申請
書兼利用取止申出書を教育委員会に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第4条 教育委員会は、センターの利用を許可する場合
は、別記様式第3号による利用許可書を交付する。

2 教育委員会は、センターの利用の変更を許可する場
合は、別記様式第4号による利用変更許可書を交付す
る。

(許可書の提示)

第5条 センターの利用の許可(変更の許可を含む。)を受けたもの(以下「利用者」という。)は、センターを利用しようとする場合は、その利用許可書(変更の許可を受けたものにあつては利用変更許可書)をセンターの職員に提示しなければならない。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 毎月の第4月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日となる場合は、その翌日)
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 月曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時30分まで
- (2) 日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日) 午前9時から午後5時まで

(届出)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに教育委員会にその旨を届け出なければならない。

ない。

- (1) センターの利用を終了した場合
- (2) センターの施設又は設備を損傷した場合
- (3) センターにおいて災害その他事故が発生した場合(原状回復)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) センターの利用を終了した場合
- (2) センターの利用の許可を取り消された場合
- (3) センターからの退去又は行為の中止を命ぜられた場合

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

新潟市生涯学習センター利用許可申請書		日 月 年
(あて先) 新潟市教育委員会		
住所(団体にあっては所在地)		
申請者 氏名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
下記のとおり利用したいので申し込みます。 なお、利用に際しては新潟市生涯学習センター条例及びこれに基づく規則その他の指示に従います。		
利用目的	利用人数	人
利用日時	時 分 準備から 時 分 後片付けまで	年 月 日
利用施設		
利用設備		
注 太線の枠内だけ記入してください。		
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。	処 理 欄	日 月 年
決 裁	起 案 : 決 裁 : 許 可 : 許可番号: 納 付 額 :	日 月 年 日 月 年 日 月 年 号 円

別記様式第3号（第4条関係）

新潟市生涯学習センター利用許可書			
様		第 年 月 日	号
新潟市教育委員会			
下記のとおり利用を許可します。			
利用目的	利用人数	人	
利用日時	時 分	年 月 日	準備から 時 分 後片付けまで
利用施設			
利用設備			
許可の条件			
注意事項 1 利用当日この許可書を職員に提示して、必要な連絡確認を受けてください。 2 利用に際しては新潟市生涯学習センター条例及びこれに基づく規則並びに職員の指示に従ってください。			

別記様式第2号（第3条関係）

新潟市生涯学習センター利用 変更許可申請書 取止申出書		年 月 日	
(あて先) 新潟市教育委員会		住所（団体にあっては所在地）	
申請者 氏名（団体にあっては名称及び代表者の氏名）		電話番号	
下記のとおり 変更したいので申請します。 取り止めたいので申し出ます。			
許可年月日・番号	年 月 日・許可番号	第 号	の変更・取止め
変更・取止めの理由			
項目	変 更 前	変 更 後	
利用年月日	年 月 日	年 月 日	日
利用時間	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分	分 分
利用施設			
利用設備			
注 1 太線の枠内だけ記入してください。 2 変更・取止めのいずれかを○で囲んでください。			
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。			
決 裁	処 理 欄	起 案：	年 月 日
		決 裁：	年 月 日
		許 可：	年 月 日
		許可番号：	第 号

別記様式第4号（第4条関係）

新潟市生涯学習センター利用変更許可書		第 年 月 日		新潟市教育委員会	
様					
下記のとおり変更を許可します。					
許可年月日・番号	年 月 日・許可番号	第 号	の変更		
変更の理由					
項目	変 更 前	変 更 後			
利用年月日	年 月 日	年 月 日			
利用時間	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分			
利用施設					
利用設備					
許可の条件					
注意事項 1 利用当日この許可書を職員に提示して、必要な連絡確認を受けてください。 2 利用に際しては新潟市生涯学習センター条例及びこれに基づく規則並びに職員の指示に従ってください。					

新潟市公民館使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月 6 日

新潟市教育委員会

委員長 小 池 泰 子

新潟市教育委員会規則第15号

新潟市公民館使用規則の一部を改正する規則

新潟市公民館使用規則（昭和35年新潟市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（使用の許可）

第3条 公民館の施設及び設備を使用しようとするものは、中央公民館にあっては、別記様式第1号による新潟市中央公民館利用許可申請書、それ以外の公民館にあっては、別記様式第2号による新潟市公民館利用許可申請書を使用しようとする日の3日前までに、教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、緊急なものにあっては、教育委員会の許可を得て、直ちに使用することができる。

2 公民館の施設及び設備の使用の許可を受けたものが、その許可を受けた事項を変更しようとする場合は、前項の申請書に変更部分を記載し、教育委員会に提出し、変更の許可を受けなければならない。

3 第1項の申請については、使用期日の2月前の日が属する月の初日から受理する。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

第5条を次のように改める。

（使用時間）

第5条 公民館（中央公民館を除く。）の使用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時30分まで

(2) 日曜日 午前9時から午後5時まで

2 中央公民館の使用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時30分まで

(2) 日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日） 午前9時から午後5時まで

第8条第1項中「公民館（」の次に「中央公民館及び」を加え、同条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 中央公民館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月の第4月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) その他教育委員会が管理上必要と認めた日
- 附則の次に次の2様式を加える。

別記様式第1号（第3条関係）

新潟市中央公民館利用許可申請書		年 月 日	
(あて先) 新潟市教育委員会			
住所（団体にあっては所在地）			
申請者 氏名（団体にあっては名称及び代表者の氏名）			
電話番号			
下記のとおり利用したいので申し込みます。 なお、利用に際しては新潟市公民館条例及びこれに基づく規則その他の指示に従います。			
利用目的	利用人数	人	
利用日時	年 月 日	時 分 準備から	時 分 後片付けまで
利用施設			
利用設備			
注 太線の枠内だけ記入してください。			
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。		処 理	
		起 案：	年 月 日
		決 裁：	年 月 日
決 裁		許 可：	年 月 日
		許可番号：	第 号

別記様式第2号（第3条関係）

(裏)

団体について

太枠の中を記入してください。

団体名			
代表者	氏名		電話番号
	住所		
活動内容 (出来るだけ詳しく)			
会員数	一年間の運営費		円
	1人あたりの年会費		円
団体の運営費 主な使途			
講師	氏名	住所	電話番号
規約・会則等	有 無 (該当を。で囲んでください。 規約・会則等がありましたら添付してください。)		
	記入しないでください。		
団体区分	☐ 青少年	☐ 婦人	☐ 成人
受付日	年 月 日		
整理№			

(表)

新潟市公民館利用許可申請書

新潟市教育委員会 様

年 月 日 ()

団体名	定期登録	有・無
申請者	氏名	
使用施設	住所	電話番号
	名称	使用人数
使用日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時から 午前・午後 時まで	
使用の目的		
使用備品名	(該当を。で囲む) VTR ・ スライド ・ OHP ・ 映写機	
備考		
不特定多数の一般市民を対象とした、講演会や講習会等を開催する場合は、下欄にもご記入願います。□に✓(チェック)を付けてください。		
催しの名称		
催しの内容 (簡潔に)		
開催時間	午前・午後 時から 午前・午後 時まで	
参加費	☐ 必要 (円)	☐ 不要
講師名	肩書	氏名
申し込み	☐ 必要 → 申し込み方法 → 電話 (申し込み先)	
	☐ 不要	

(注) 申込受付は、使用希望月の2月前の1日から使用日の3日前までです。
使用を取り消す場合は、事前にご連絡ください。
年度内の最初に利用するとき裏面の＜団体について＞の欄も記入してください。

起案	年 月 日	決裁	年 月 日	使用設備	整理№
館長	補佐	係長	係	受付	

附 則

この規則は、新潟市生涯学習センター条例（平成16年新潟市条例第35号）の施行の日から施行する。

新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月 6 日

新潟市教育委員会

委 員 長 小 池 泰 子

新潟市教育委員会規則第16号

新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市立図書館条例施行規則（昭和39年新潟市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「図書」を「図書館資料」に改め、同条中「図書」を「図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第 1 号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）」に改める。

第 4 条（見出しを含む。）中「図書」を「図書館資料」に改め、同条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、図書館資料のうち視聴覚資料は団体貸出をしない。

第 5 条の見出し中「図書」を「図書館資料」に改める。

第 9 条の見出し中「貸出図書」を「貸出図書館資料」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 同時に貸出しできる視聴覚資料は 2 点以内とする。
ただし、館長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第10条に次の 1 項を加える。

2 視聴覚資料の貸出の期間は 1 週間以内とする。ただし、館長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第11条の見出し中「図書」を「図書館資料」に改め、同条中「指定する図書」を「指定する図書館資料」に改める。

第12条中「貸出図書」を「貸出図書館資料」に改める。

第13条中「図書」を「図書館資料」に改める。

第17条の見出し中「図書」を「図書館資料」に改め、同条第 1 項中「図書館に図書」を「図書館に図書館資料」に改め、同条第 2 項中「図書」を「図書館資料」に改める。

第18条（見出しを含む。）中「寄託図書」を「寄託図書館資料」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

生涯学習センター図書館 | 新潟市礎町通 3 ノ町2086番地

別記様式第 3 号中「(表)」を削り、同様式(裏)を削る。

附 則

この規則は、新潟市生涯学習センター条例（平成16年新潟市条例第35号）の施行の日から施行する。

新潟市立高志高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月20日

新潟市教育委員会

委 員 長 小 池 泰 子

新潟市教育委員会規則第17号

新潟市立高志高等学校学則の一部を改正する規則

新潟市立高志高等学校学則（昭和54年教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

普通科	新潟市 中蒲原郡—横越村 亀田町 西蒲原郡—味方村 新潟県立高等学校の通学区域に関する規則（平成11年新潟県教育委員会規則第14号）第 1 表第三学区に隣接する第一、第二学区、第四学区及び第八学区にある市町村
-----	---

を

普通科	新潟市 中蒲原郡—横越町 亀田町 西蒲原郡—味方村 新潟県立高等学校の通学区域に関する規則（平成11年新潟県教育委員会規則第14号）第 1 表第三学区に隣接する第一、第二学区、第四学区及び第八学区にある市町村 ただし、特別推薦選抜においては新潟県一円
-----	---

に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

新潟市選挙管理委員会告示第58号

検察審査員候補者の予定者選定のくじについて

検察審査員候補者の予定者を選定するくじを次により行う。

平成16年10月 5 日

新潟市選挙管理委員会

委 員 長 石 田 瑞 穂

1 日 時 平成16年10月 8 日（金）午後 5 時30分
2 場 所 新潟市選挙管理委員会室

3 くじの方法 検察審査員候補者選定規程（平成元年新潟市選挙管理委員会訓令第3号）に定めるところによる。

根拠法令 検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項

新潟市選挙管理委員会告示第59号

選挙人名簿の縦覧について

平成16年10月17日執行の新潟県議会議員新潟市選挙区補欠選挙において、選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成16年10月5日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

1 縦覧期間 平成16年10月8日（金）

2 縦覧場所 新潟市選挙管理委員会事務局

根拠法令 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項

新潟市選挙管理委員会告示第60号

ポスター掲示場の設置場所について

平成16年10月17日執行の新潟県議会議員新潟市選挙区補欠選挙における、ポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

平成16年10月7日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

ポスター掲示場の設置場所

別紙のとおり（別紙省略）

根拠法令 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項

新潟市選挙管理委員会告示第61号

不在者投票事務を取り扱う場所について

平成16年10月17日執行の新潟県議会議員新潟市選挙区補欠選挙における不在者投票事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

平成16年10月7日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

不在者投票事務を取り扱う場所

新潟市役所第1分館

新潟市黒埼支所

新潟市東地区事務所

新潟市中地区事務所

新潟市西地区事務所

新潟市北地区事務所

新潟市南地区事務所

新潟市坂井輪地区事務所

新潟市石山地区事務所

新潟市選挙管理委員会告示第62号

選挙人名簿からの抹消について

新潟市の区域内に住所を有しなくなった日後4か月を経過した者を選挙人名簿から抹消した。

平成16年10月7日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

1 抹消した者の数 304人

（男 161人 女 143人）

根拠法令 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条

新潟市選挙管理委員会告示第63号

直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成16年10月7日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 8 433

2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 70 268

3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数

（その総数が40万を超える場合にあっては、

その超える数に6分の1を乗じて得た数と

40万に3分の1を乗じて得た数とを合算し

て得た数） 136 935

（有権者総数 421 606）

新潟市選挙管理委員会告示第64号

期日前投票所の設置について

平成16年10月17日執行の新潟県議会議員新潟市選挙区補欠選挙における期日前投票所をそれぞれ次の場所に設ける。

平成16年10月 8 日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石 田 瑞 穂

1 期日前投票所を設ける場所

新潟市役所第 1 分館

新潟市黒埼支所

新潟市東地区事務所

新潟市中地区事務所

新潟市西地区事務所

新潟市北地区事務所

新潟市南地区事務所

新潟市坂井輪地区事務所

新潟市石山地区事務所

2 期日前投票所を設ける期間

平成16年10月 9 日から平成16年10月16日まで

根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条
の 2 第 3 項において準用する同法第39条

新潟市選挙管理委員会告示第65号

投票所の設置について

平成16年10月17日執行の新潟県議会議員新潟市選挙区
補欠選挙における各投票区の投票所をそれぞれ次の場所に設ける。

平成16年10月 8 日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石 田 瑞 穂

各投票区の投票所を設ける場所 別紙のとおり

根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条
(別紙) 投票所名及び所在地一覧表

投票区	投 票 所 名	所 在 地
1	新 潟 小 学 校	東大畑通 1 - 679
2	有 明 台 小 学 校	有明台 4 - 1
3	浜 浦 小 学 校	浜浦町 1 - 1
4	関 屋 小 学 校	関屋下川原町 2 - 664
5	鏡 淵 小 学 校	白山浦 1 - 207 - 3
6	寄 居 中 学 校	営所通 2 - 592 - 12
7	五 十 嵐 中 学 校	上新栄町 5 - 3 - 1
8	二 葉 中 学 校	二葉町 2 - 5932
9	中 央 公 民 館	西堀通 6 - 873 - 1
10	関 屋 地 区 公 民 館	関屋昭和町 3 - 148 - 1
11	白 山 小 学 校	川端町 1 - 1
12	礎 保 育 園	礎町通 6 - 2246
13	豊 照 小 学 校	見方町 2518

投票区	投 票 所 名	所 在 地
14	湊 小 学 校	古町通13 - 2900
15	栄 小 学 校	栄町 3 - 5930 - 2
16	入 舟 小 学 校	稲荷町3511
17	北部総合コミュニティセンタ -	附船町 1 - 4385
18	宮 浦 中 学 校	万代 5 - 6 - 1
19	万 代 長 嶺 小 学 校	東万代町 9 - 2
20	南 中 野 山 小 学 校	中野山863 - 1
21	長 嶺 保 育 園	明石 2 - 1 - 51
22	沼 垂 小 学 校	鏡が岡 5 - 5
23	大 山 保 育 園	大山 2 - 13 - 1
24	山 の 下 小 学 校	山の下町 8 - 55
25	山 の 下 中 学 校	秋葉通 2 - 3722 - 1
26	石 山 中 学 校	東明 6 - 2
27	木 戸 小 学 校	中山 4 - 1 - 1
28	愛 泉 幼 稚 園	上所中 2 - 11 - 10
29	笹 口 小 学 校	笹口 2 - 47
30	上 山 小 学 校	女池281 - 1
31	大 形 小 学 校	大形本町 2 - 6 - 1
32	松 崎 自 治 会 館	松崎1345
33	松 浜 小 学 校	松浜 3 - 19 - 1
34	下 山 小 学 校	太平 2 - 18
35	南 浜 小 学 校	島見町2078
36	太夫浜集落開発センタ -	太夫浜1964 - 1
37	太 郎 代 自 治 会 館	太郎代120
38	濁 川 小 学 校	濁川284
39	三軒屋福祉事業会館	三軒屋町19 - 16
40	新 通 小 学 校	坂井東 6 - 18 - 1
41	小 針 小 学 校	小針 2 - 36 - 1
42	大江山農村環境改善センタ -	細山401
43	丸 山 小 学 校	丸山300
44	大 淵 小 学 校	大淵1815 - 子
45	曽 野 木 連 絡 所	天野 2 - 7 - 2
46	丸 潟 公 民 館	丸潟新田385 - 2
47	両 川 連 絡 所	酒屋町821 - 8
48	割 野 小 学 校	割野2866
49	和 田 公 民 館	和田1482

投票区	投票所名	所在地
50	内野小学校	内野山手2 - 18 - 36
51	西コミュニティセンタ-	内野上新町11810
52	五十嵐小学校	寺尾西4 - 23 - 1
53	坂井輪中学校	寺尾上3 - 1 - 36
54	赤塚小学校	赤塚4478
55	木山小学校	谷内1886
56	中権寺第二公民館	中権寺2591
57	中野小屋連絡所	中野小屋590 - 4
58	保古野木保育園	保古野木900
59	笠木小学校	笠木1695
60	藤見中学校	小金町3 - 5 - 1
61	臨空船江会館	船江町2 - 11 - 3
62	坂井輪コミュニティセンタ-	小針西1 - 12 - 12
63	東山の下小学校	藤見町1 - 23 - 57
64	南万代小学校	幸西4 - 1 - 1
65	中野山小学校	中野山1 - 1 - 1
66	東新潟中学校	山木戸1 - 2 - 1
67	女池小学校	女池6 - 4 - 1
68	鳥屋野小学校	鳥屋野3 - 2 - 1
69	上所小学校	近江3 - 2 - 1
70	山潟小学校	弁天橋通3 - 3 - 1
71	紫竹集会所	紫竹6 - 24 - 33
72	牡丹山小学校	牡丹山6 - 15 - 1
73	坂井輪小学校	坂井東1 - 2 - 1
74	青山小学校	西有明町4 - 1
75	真砂小学校	真砂3 - 24 - 1
76	曽野木保育園	曽野木1 - 4 - 7
77	内野中学校	内野西1 - 10 - 1
78	石山保育園	石山団地18 - 1
79	津島屋会館	津島屋3 - 73 - 2
80	小針中学校	小針1 - 37 - 1
81	芳原保育園	沼垂東5 - 6 - 8
82	県立新潟テクノスク-ル	鎧西1 - 11 - 2
83	恵光学園第一幼稚園	天神尾1 - 4 - 1
84	東青山小学校	青山261 - 1
85	桜が丘小学校	姥ヶ山6 - 1 - 21

投票区	投票所名	所在地
86	東中野山小学校	猿ヶ馬場9
87	木戸中学校	上木戸5 - 1 - 1
88	坂井東小学校	坂井東5 - 17 - 1
89	青山コミュニティハウス	青山6 - 16 - 20
90	紫竹山小学校	紫竹山1 - 12 - 1
91	西地区公民館	内野町603
92	中地区コミュニティセンタ-	松和町15 - 8
93	新潟国際情報大学	みずき野3 - 1 - 1
94	上五十嵐保育園	五十嵐2の町8404
95	小新中学校	小新西3 - 18 - 1
A 0	黒鳥公民館	黒鳥984
A 1	黒埼農村環境改善センター	金巻746 - 3
A 2	興野保育園	金巻858 - 1
A 3	大野小学校	大野町3140乙
A 4	善久保育園	善久908
A 5	立仏保育園	立仏1094
A 6	山田小学校	山田2781 - 2
A 7	黒埼北部公民館	ときめき西4 - 1 - 1
A 8	板井保育園	板井2626 - 1
A 9	黒埼南小学校	木場911 - 1

新潟市選挙管理委員会告示第66号

投票の順序について

平成16年10月17日執行の新潟県知事選挙及び新潟県議会議員新潟市選挙区補欠選挙の各投票所における投票の順序を次のとおり定める。

平成16年10月8日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

1 新潟県知事選挙

2 新潟県議会議員新潟市選挙区補欠選挙

新潟市選挙管理委員会告示第67号

氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について

平成16年10月17日執行の新潟県議会議員新潟市選挙区補欠選挙における、投票記載所並びに期日前投票記載所及び不在者投票記載所における氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成16年10月8日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 場 所 新潟市選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成16年10月8日 午後5時30分
- 根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項

新潟市選挙管理委員会告示第68号

投票管理者及びその職務代理者の選任について

平成16年10月17日執行の新潟県議会議員新潟市選挙区補欠選挙における各投票区の投票管理者及びその職務代理者について、次の者を選任する。

平成16年10月8日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名

別紙のとおり (別紙省略)

根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び同法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項

新潟市選挙管理委員会告示第69号

期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について

平成16年10月17日執行の新潟県議会議員新潟市選挙区補欠選挙における各期日前投票所の期日前投票管理者及びその職務代理者について、次の者を選任する。

平成16年10月8日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

期日前投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名

別紙のとおり (別紙省略)

根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項

新潟市選挙管理委員会告示第70号

期日前投票管理者の変更について

平成16年10月17日執行新潟県知事選挙及び新潟県議会議員新潟市選挙区補欠選挙について期日前投票管理者を次のとおり変更選任する。

平成16年10月8日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

投票管理者 住所及び氏名 (省略)

新潟市選挙管理委員会告示第71号

新潟海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について

平成16年9月1日現在で調整した新潟海区漁業調整委員会委員選挙人名簿について、次のとおり縦覧に供する。

平成16年10月15日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 縦覧期間 平成16年10月20日から
平成16年11月3日まで
- 2 縦覧場所 新潟市役所本館1階警備室
- 根拠法令 漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項

新潟市選挙管理委員会告示第72号

投票管理者等の変更について

平成16年10月17日執行新潟県知事選挙及び新潟県議会議員新潟市選挙区補欠選挙について投票管理者等を次のとおり変更選任する。

平成16年10月14日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

投票管理者 住所及び氏名 (省略)

職務代理者 住所及び氏名 (省略)

公平委員会規則

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月28日

新潟市公平委員会

委員長 伴 昭彦

新潟市公平委員会規則第6号

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年新潟市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表本庁以外の機関の項に次のように加える。

東京事務所準備室	室長
----------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農業委員会公示

新潟市農業委員会公示第14号

10月定例農地部会の招集について

新潟市農業委員会10月定例農地部会を下記のとおり招集する。

平成16年10月22日

新潟市農業委員会

農地部会長 近 藤 武 正
記

- 1 日 時 平成16年10月29日（金）午後2時
- 2 場 所 新潟市役所 第2分館4階
2 - 401会議室
- 3 会議に付すべき案件
議案第60号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第61号 農地法第3条許可申請に関する処分決定について
議案第62号 農地法第4条許可申請に関する意見決定について
議案第63号 農地法第5条許可申請に関する意見決定について
議案第64号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について
議案第65号 買受適格証明願に関する処分決定について

新潟市農業委員会公示第15号

新潟市個人情報保護条例第8条第5号の規定による個人情報の外部提供について

新潟市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定により外部提供した個人情報は、次のとおりである。

平成16年10月29日

新潟市農業委員会

会 長 小 泉 栄重郎

- 1 利用等の区分
外部提供
- 2 目的外利用又は外部提供の理由等
新潟市総務局総務部総務課統計調査係
2005年農林業センサス調査に伴う統計調査員の依頼のための電話連絡及び書類の郵送等
- 3 目的外利用又は外部提供した個人情報の項目
新潟市農業委員会農政協力員名簿

4 担当課

新潟市農業委員会事務局 農政係

水道局告示

新潟市水道局告示第16号

新潟市指定給水装置工事事業者の指定について
水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定により、下記のとおり新潟市指定給水装置工事事業者に指定したので同条第2項の規定により告示します。

平成16年10月15日

新潟市水道事業管理者

局 長 長谷川 守
記

- 1 指定番号及び指定工事事業者名
第357号 テイエム興産有限会社
- 2 指定年月日 平成16年10月7日